

平成25年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第132号】

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例案について・・・ 1

《所管事項説明》

- 1 『平成25年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見
への回答について・・・ 3
- 2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について・・・ 7
- 3 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（最終案）について・・・ 13
- 4 みえライフイノベーションの推進について・・・ 17
- 5 災害医療対策について・・・ 21
- 6 「三重県がん対策推進条例（仮称）」中間案について・・・ 31
- 7 三重県の少子化対策について・・・ 33
- 8 2013年（平成25年）版三重県子ども施策に関する年次報告書（案）について・・・ 35
- 9 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画の改訂について・・・ 39
- 10 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証について・・・ 45
- 11 平成24年度社会福祉法人等指導監査の結果等について・・・ 49
- 12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・ 51
- 13 各種審議会等の審議状況の報告について・・・ 57

《別冊》

- （資料1）三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（最終案）
- （資料2）三重県がん対策推進条例（仮称）（中間案）
- （資料3）2013年（平成25年）版三重県子ども施策に関する年次報告書（案）
 - ・三重県子ども条例第15条に基づく年次報告書（案）
 - ・子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書
- （資料4）平成24年度指導監査等結果報告書
- （資料5）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成24年度）

平成25年10月8日
健康福祉部

1 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例について規定等を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例についての規定追加

障がい児が、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供することができるよう規定を追加するものです。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行します。

【所管事項説明】

1 「『平成25年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
121	医師確保と医療体制の整備	健康福祉部 医療対策局	医師不足や医師の地域偏在を解消するための取組を進めるとともに、在宅医療提供体制の構築を推進されたい。	<p>今後県内医療機関で勤務を開始する医師修学資金貸与者等の若手医師の段階的な増加が見込まれることから、平成24年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、若手医師の県内定着及びキャリア形成支援と医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりを進めているところです。</p> <p>現在、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる各診療領域ごとの後期臨床研修プログラムの作成作業を三重大学等の関係機関と連携して進めています。</p> <p>また、今年度、同センターでは医師需給予測調査を行い、その結果については今後の医師確保対策に反映していくこととしています。</p> <p>今後も引き続き、同センターの取組を中心に、無料医師職業紹介事業等の「医師不足等の影響を当面緩和する取組」と医師修学資金貸与制度の運用等の「中長期的な視点での取組」を総合的に進め、県内の医師の不足や偏在の早期解消を図っていきます。</p> <p>在宅医療提供体制の充実に向けては、二次保健医療圏単位で市町との情報交換会を開催したところであり、今後も市町の在宅医療提供体制の構築に向けた取組に対する支援、医師の在宅医療参加の促進、訪問看護ステーションの運営基盤の強化、県民に対する在宅医療・在宅看取りの普及啓発等を実施します。</p>
122	がん対策の推進	健康福祉部 医療対策局	がん検診の受診率等を向上させ、県民指標である75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数を減少させるよう取り組まされたい。	<p>がんの予防・早期発見を促進するため、市町のがん検診の受診率向上の取組を支援するとともに、県のがん対策の基本的姿勢を明らかにし、県民や関係者が一体となって、がん対策を推進するために、「三重県がん対策推進条例（仮称）」を今年度中に制定し、民間企業やNPOと連携して啓発活動等を進めていきます。</p>

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
123	こころと身体の健康対策の推進	健康福祉部 医療対策局	<p>こころの健康対策に力を入れていく必要があると思うが、どう具体的に取り組もうとしているのか。自殺対策やこころの病に対する具体的な取組を示されたい。</p> <p>学校内でのフッ化物洗口についての取組を現場と連携して進められたい。</p>	<p>自殺予防の早期対応に資する人材養成のため、メンタルパートナー養成の拡充や、かかりつけ医へのうつ対応力向上を目的とした研修を実施します。また、うつ病や不安障害など、多くの精神疾患に効果があるとされている認知行動療法研修を引き続き実施して、保健医療スタッフ等の資質向上を図ります。</p> <p>県民への啓発事業としては、シンポジウムの開催や、自死遺族支援研修会、民間団体の相談事業に対する支援などに取り組んでいきます。</p> <p>9月に、歯科医師と歯科衛生士を配置した口腔保健支援センターを県庁内に設置しました。このセンターを中心に県教育委員会等関係機関と連携し、学校におけるフッ化物洗口マニュアルを作成するとともに、県内養護教諭に対してフッ化物に関する研修を実施することでフッ化物洗口への理解を深めていきます。</p>
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	健康福祉部	<p>動物愛護管理推進計画に基づく取組を拡充するとともに、その中心を担う動物愛護管理センターのハード整備を含めた機能強化も検討されたい。</p>	<p>今年度、三重県動物愛護管理推進計画の改訂作業に取り組むなかで、動物愛護管理センターの機能充実についても検討していきます。</p>
231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	健康福祉部 子ども・家庭局	<p>子ども条例の理念を啓発するための取組を推進されたい。</p>	<p>「三重県子ども条例」の基本理念を学び、子どもが参加し意見を表明することのできる「こども会議」の開催回数を増やすため、モデル事業を実施し、ノウハウをまとめています。</p> <p>今後はこれを参考にして、当会議が県内各地でより多く開催されるよう周知・啓発を行っていきます。</p> <p>また、「三重県子ども条例」の理念について、多くの県民に認知していただけるよう、三重県ホームページ・キッズサイトの充実を図るとともに、県庁見学者(子ども)への説明を行います。</p> <p>あわせて、市町が主催する子ども向けイベント及び学校教育のなかで当条例について学習し、その内容を家庭へ持ち帰り、家族みんなで考えていただくような流れを作りあげることがめざし、市町や教育関係機関との連携強化を図ります。</p>

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部 子ども・家庭局	死亡事例が2件発生し、総合的な判断としてC評価となった。痛ましい事例をこれ以上発生させないことが重要であることから、新たな指標の追加を検討されたい。	平成22年に発生した児童虐待重篤事例を受け、施策目標を設定しましたが、そのような中で昨年度2件の死亡事例が発生した事態を重く受け止め、C評価としたところです。 こうした案件を二度と起こさないという決意を持って、的確な初期対応を行うためのリスクアセスメントツールの作成、法的対応・介入型支援を適切に実施するための弁護士、警察官の配置等に取り組んでおり、新たな指標の追加は行わないこととします。

●選抜集中プログラム

プログラム番号	プログラム名	主担当部局名	委員会意見	回答
緊急課題 解決5	家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	健康福祉部 子ども・家庭局	妊娠レスキューダイヤルの相談実績が少ない。一層の普及啓発に取り組まれない。	妊娠レスキューダイヤルの周知については、普及啓発用カードを作成し、公共機関へ配置するとともに各学校に協力を依頼していましたが、さらに一人でも多くの生徒や学生に普及啓発用カードが確実に届くよう、教育関係者会議や若者が利用する場所等へ協力を求めたところ、高校生への配布やコンビニエンスストア等に配置することができました。引き続き、若者が多く集まる場所等へカードの配置を依頼し、妊娠レスキューダイヤルの普及啓発に努めます。

2 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について

施策122：がん対策の推進

基本事業	事務事業	意見
1 12201 がん予防・早期発見の推進	がん予防・早期発見事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●実際の検診実態をふまえた目標値の設定が必要ではないか。少なくとも40～69歳（子宮がんは20～69歳）の数値は出していく必要がある。年齢制限、検診の手法の考え方を変えると受診率は現状より上がる。企業検診も入れると国の目標値50%を超えらると思われる。地域から国に対し新しい視点（統計の取り方）を伝えてもらいたい。 ●目標項目とされている「がん検診受診率」という数値の取り方が、必ずしも実態を把握したものとなっていないのではないか？他の有識者からご指摘のあった触診を伴わない検診はカウントされないという件のほかにも、自治体実施の検診の受診率のみがカウントの対象となっていて、病院等での受診や人間ドックでのオプション受診などが含まれていないように思われる。このために「受診率」の向上と「75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数」という県民指標の目標項目が、必ずしも相関関係を持たない結果になっていることも考えられる。 ●がんの予防をめぐる、子宮頸がんワクチンの接種や、乳がんの遺伝子検査など、不安を掻き立てるような情報の混乱もあり、県においては正しい情報の啓発に力を入れてほしい。 ●健診へのPR活動を促進する方法の改善が必要。 例）教育委員会との連携で中高生向けの啓発活動 ●施策231とも関連するが、主婦、無職、非正規職のための対策を講じてはどうか。 例）子育て中の主婦なら、健診の間に一時託児所の3時間チケットを配って無料使用を可能にすること、など。
2	がん医療基盤整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●県民の医療機関の利用状況は、必ずしも県域の中だけで完結していないことから、診療情報の共有は、北勢と愛知県方面、伊賀と奈良・大阪方面、東紀州と新宮市方面など、県外の医療機関とも行えるような体制の構築が望まれる。特に東紀州地域においては、がん診療連携推進病院すら確保できていないことから、二次保健医療圏の県域を越えた再編などの可能性も含めて、適正な医療提供体制が構築できるよう、事業の推進に際しては、前例や旧慣にとらわれない抜本的な検討を望みたい。 ●三重県の南地域に対してのがん診療連携拠点病院およびがん診療連携推進病院を拡充する必要がある。
3 12202 がん治療・予後対策の推進	がん療養生活向上事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●がん患者の療養生活を支える体制の構築は、特に、いわゆる医療過疎地域においては医療機関任せにはできず、県が主体的にかかわっていく必要性が高いと思われることから、伊賀地域や東紀州地域での緩和ケアの研修会の開催や、松阪・紀勢・東紀州地域でのがん患者や家族のサロンの開催などに、今後取り組んで行って欲しい。 ●医療従事者に対する研修の意義はあるが、ゆくゆくは医療系大学機関に移転するべきではないか。（＝医者、看護師の人材育成の現場で担当すべきではないかと思う。） ●がん患者の生きがい、家族の精神的なケア体制が必要 →公衆衛生研究ではガン患者の生きがいを尊重するためにはsocial supportの充実が有効的であるといわれている。日本の場合、家族単位で閉じることが多いが、地域単位での活動の場を提供できるように、末期がん患者の療養を支援するNPOやボランティア団体を紹介することも必要である。ただし、これは市町村の役割と重複しているようだが。

施策に関する総括的な意見

- 本施策に限らないが、県内で自己完結させようという傾向が強いように感じる。県民指標の目標達成のためには、必要に応じて近隣各県とも積極的に連携した取組をしていくことが求められる。
- 県の役割としては、特に市町や民間の手が十分に回らないところを補完することが重要だと考える。こうした観点から北中勢よりもむしろ東紀州地域等のいわゆる医療過疎地域における取組を重点的に行って行って欲しいと考える。
- 早期発見をどのようにしたらできるかの視点で目標をたてるべきと考える。早期発見の実例と体験セミナー等の企画。病院・保険会社との連携（統計協力等）の可能性検討。
- 検診率測定の問題などもあり、全体としての目標値は達成できていなかったが、施策と事業の関係が目標と手段との関係として成り立っていると考えている。

施策231：子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

基本事業	事務事業	意見
1 23101 子ども条例の普及と推進	子ども施策総合推進調整事業費	<p>●条例の前文で、子どもの自己肯定感を高めていくことが謳われているが、自己肯定感を高めるためにも、どういった人々が自己肯定感が低く自殺未遂率が高くなりがちかを把握し、そうした自己肯定感の低くなりがち層（異性愛者ではない人、いじめ被害者など）に対するケアを重点的に進めていくなど、子どもが豊かに育つことができるための事業をより効果的に進められるよう望む。なお、キッズ・モニター事業で子どもの意見を聞いたことが、具体的にどのような施策にどのように活かされたのかの言及が欲しかった。</p> <p>●キッズモニター制度の意義を明確にする必要がある →県政の情報収集のための手段であるなら、登録者を増進しなければならない。 →キッズモニター制度は、子どもたちが自ら問題意識をもつ機会を与えるためでもある。政治関心が低い若者への啓発につながるとは思うが、キッズモニター登録者の意見を年次報告書に反映しているだけでは、キッズモニター登録者へのフィードバックにはならないのではないか。</p>
2	子ども専用電話相談事業費	<p>●こどもほっとダイヤルの受付時間であるが、保護者が起きている時間には電話しにくいケースなども考えられるため、深夜帯の受付も検討してほしいと考える。また、関係機関連絡会議に市町の教委等が入っていないことが気になった。小中学校教育は市町の管轄であることから、市町とも密接に連携を取っていく必要があるのではないか。</p>
3	家庭の養育力向上事業費	<p>●多くの事業の参加者が、もともと家庭の養育力がある程度高い世帯の保護者なのではないかと思われ、構成する事務事業が、施策の進展度を高めるものとなっていないのではないかと懸念する。</p> <p>●基本的に、ある程度円満な家庭をターゲットにしている点は限界である。 →フェスタ以外の新しさがある企画はないか。 →施策313と関連するが、余った木材を活用した、家族でのものづくりフェスタなどはどうか。</p>
4	家族の絆強化事業費	<p>●「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員総会の参加者数を見ると、会員数の増加が必ずしも実働人数の増加ではないことが伺えるため、会員数の拡充よりも実質の強化に施策の軸足を置くべきではないかと考える。なお、「子育て応援！わくわくフェスタ」は、その効果が費用に見合うものとは思えず、市町との連携（もしくは市町への事務移譲）が必要と思われる。</p> <p>●基本的に、ある程度円満な家庭をターゲットにしている点は限界である。</p>
5	23102 家庭力・地域力の向上支援 企業の次世代育成支援事業費	<p>●県内4万事業所のうち「家庭の日」協力事業所が81では、ほとんど効果はないのではないかと。公共事業等総合評価の評価項目の一つである「次世代育成支援活動実績」の中に「家庭の日」協力事業所であることを入れるなど、何らかのインセンティブが無ければ今後増えないのではないかと。また、81事業所の内訳が分からないので何とも言えないが、各市町役場や、学校・園などは、協力事業所になっていないのであろうか。</p> <p>●「家族の日」をつくっているが、当日、行政は何をするのか。 →企業の理解を深めることは重要だが、現実問題として給料を下げるわけにはいかないのが難しい。むしろ育児疲れから離れるチャンスを与えるのはどうか。一時託児所無料利用券を渡すのがよいかも。</p>
6	子育て・子育て支援情報発信事業費	
7	子育てサポート推進緊急雇用創出事業費	

8	23102 家庭力・地域力の向上支援	子育て家庭応援事業緊急雇用創出事業費	●子育て家庭応援クーポンの利用登録件数は約28,000とのことだが、全子育て世帯に占める登録件数が少ないことが気になる。実際にはどの程度利用されているのか、大阪・名古屋など県外での利用や、県内での県外からの来客の利用も含めて検証し、本当に継続していくことで効果が見込まれるのかどうか、検討してほしい。
9		子ども・若者事業推進費	●ゲームセンターやボーリング場なども子どもの利用が多いことから、そうした店舗への働きかけや立ち入り調査も行って欲しい。
10	23103 子どもの保護対策の推進	青少年健全育成条例施行事業費	●ゲームセンターやボーリング場なども子どもの利用が多いことから、そうした店舗への働きかけや立ち入り調査も行って欲しい。 ●立入調査についてどこまでが要請できることなのか。言い放しではなくその改善のフォローはどうすべきか。登録の更新はどのようにするか明確にすべき。協力できない店舗はどのようにしていくかロードマップ必要。
11		インターネット・携帯電話の安全安心利用啓発緊急雇用創出事業費	●インターネットリテラシーについては、安全安心な利用のみならず、著作権などを侵害しないことや、SNS等の利用マナーなど、幅広い啓発が望まれる。

10	施策に関する総括的な意見	<p>●子ども家庭局は、平成23年度・24年度にかけて、子ども条例を制定し、「子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」を目途に課題の整理と組織づくりを行ってきた。その過程で「家族の絆 一行詩コンクール（ありがとう）」や「子育て応援！わくわくフェスタ」「みえの子ども白書フォーラム」などを開催してきた。しかしこれらの事業は本来NPOなどの民間組織が主体となるものである。行政（県）と民間との関わりを今一度整理し、検討することが必要となろう。</p> <p>●子育て支援を強化することによって、「子どもを安心して産み育てることのできる地域社会づくり」をめざすとされるが、具体的な施策提案が求められる。何を、どのように、例えば「三重県子ども条例」の広報・普及に力を入れることに努めること、イベントはできるだけ縮小して問題を抱える子や親に対して具体的に働きかける施策の実現が必要である。</p> <p>●条例や「家庭の日」の認知度を上げることが目的ではなく、本来は、条例に掲げられている理念にのっとった行動が取られるようになっていくことこそが目的であると思う。目標値の設定によって、手段が目的化してしまっているらいがあることが懸念される。</p> <p>●子どもの養育はあくまでも親。親の子どもとの一緒に時間を確保することを支援してはどうか。すなわち母親の勤務の継続を推進する制度（フレックスマークスワークプレイス）を企業が採用するための制度紹介、支援、奨励、登録制度等。</p> <p>●施策231の県民指標が、三重県子ども条例の認知度ということだが、果たして施策231の数値目標として適切か。条例が広く知られることで、施策が達成できたとは言えないだろう。</p> <p>●条例に基づく子どもの育ちを支える施策について、その目標が条例の認知度というのは目的と目標が整合していない。条例を知っても子どもの支援にはならない。</p> <p>●HPが見つらくて使いにくい：誰のためのHPなのか。 例えば、県内の幼稚園、保育園情報、市との連携リンク利用する補助などが書いているにもかかわらず、子育て支援課のページを利用する側からすると、どうやったらアクセスできるか分かりづらい。</p> <p>●HPには、子どもの情報が一括されていない。 例えば、幼稚園：教育と、保育園：福祉だと思うが、これは両者が連携してつくるべきではないか。</p>
----	--------------	---

施策233：児童虐待の防止と社会的養護の推進

基本事業	事務事業	意見
1 23301 児童虐待対応力の強化	児童虐待等相談対応力強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●活動指標について、「市町と共に取り組んだ件数」ではなく、その中身の達成度を指標とすべきではないか。次期計画ではよく検討して欲しい。 ●PR活動を進める必要がある。特に、虐待されている状況を自覚していない子どもにとっては、専用電話に電話することが考えられないと思う。虐待する側への勧告も重要だが、虐待される側に直接、伝達する方法を考えるべきではないか。 例) スペインでは、大人の目線と児童の目線で伝える情報が異なるようになっている広告をしている。
2	管理運営費（児童相談センター）	<ul style="list-style-type: none"> ●肌理の細かい対応のためにもケースワーカーの負担軽減が急務と思われる。民生・児童委員や生活保護のケースワーカーなどとの連携も強化して欲しい。
3	児童一時保護事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・園との連携も強化して欲しい。
4	0歳児からの保育母子保健連携虐待予防事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●廃止された事業だが、なぜ3市16か所にとどまったのか原因を把握し、市町との役割分担を含めた県事業のあり方を改めて考えるべきと思う。 ●相談事業：悩み事によって相談先が違うが、子どもの発達に関して、掛けた先の専門家かなのかどうか不明。東京都職員は子育て系専門の人が担当しており、相談、情報発信、ブログなどを充実させている。 →東京都ではHPでさまざまな提案をしている。県民への聞き取り調査から得られる。
5	23302 児童虐待の未然防止の推進 安心子ども基金妊娠出産前支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の事業のあり方を検討するためにも、養育支援訪問事業が、まだ全市町において実施されているわけではない原因を究明してほしい。 ●行政に足を運ばないといけないとき（年金などの届出を出すとき）を活用してPRすることが必要ではないか。
6	若年層における児童虐待予防事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●ピアサポーターにどれだけの効果があるのかが理解できない。1校2学級のみの実施では一過性のものに終わってしまい継続性に課題があるように思われるし、また、教師の目のある学校現場での相談では、子どもたちが相談できることにも限界があるのではないだろうか。別の手段が望まれる。 ●「隠れ虐待」をみつけるためには、保健所、病院での子ども検診、各種の届けを出す際に、徹底して追求することは虐待する母を見つけ出す手法の一つになるのではないか。

7	児童入所施設措置費	●23億円の費用が毎年継続的に県が負担している。法定の費用であり全国平均的な負担となっているようであるが十分内容を精査する必要があると思う。
8	23303 社会的養護が必要な児童への支援	●県設置の施設であり、県域全体の児童・生徒が入所してくるにもかかわらず、施設内の学校が市立学校の分校であることに違和感を覚える。発達障がい児等の入所が増加しているとのことであるが、そうした児童・生徒に対応する特別支援学校は県立であり、国児学園の学校も、県立とすべきではないかと考える。
9	家庭的養護体制充実支援事業費	●10数年後に施設の本体施設、グループホーム、里親の割合を1/3ずつ（家庭のケアの実施を2/3）にするという目標が、活動指標の「目標項目の説明」等に明記されていなかったため、最初に活動指標を見た時になぜ目標値が100%ではないのかが理解できなかった。資料の分かりやすさという観点からは、初出箇所に注を記しておいてほしいと思う。

12	施策に対する総括的な意見	<p>●「児童虐待の防止に関する法律」（平成12年11月20日施行）の制定によって、虐待について法的根拠ができた。この法律によると、虐待の定義として児童の身体への外傷、又は生じるおそれのある暴行、児童に対するわいせつな行為、さらに児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷虐待を与える言動を行うこと、（同法第2条）と規定されている。こうした定義は、刑法上の暴行罪（刑法第208条）のなかで積み上げられてきた暴行の概念・解釈とどのように異なるであろうか。「児童虐待の防止に関する法律」は、刑法の特別法にあたる。この法律の「虐待」と一般法である刑法の「暴行」罪との関係には特別法が一般法に優先される、という原則が適用される。それは、できるだけ刑事法介入を避け、知事の職務権限によって、このような行為に対する通告、出頭要求、立入調査、臨検、捜索などの行政措置を優先させて処理させることに重点を置いた立場である。しかし、被害児童の死亡事例が生じた場合には、刑事法介入に踏み切ることに躊躇すべきではない。</p> <p>●虐待の防止は待ったなしの課題である。この課題については関係部局の迅速な対応が求められる。恐怖と親への本能的期待が混合している物言えぬ児童に対しての暴行は、明確に刑事介入の対象になる。もちろん、刑事介入は公権力による私人への介入であり、慎重でなければならない、ということも歴史的経緯のなかから十分に読み取ることができる。</p> <p>このため安全が脅かされる場合、第一段階として権限ある公的機関による被害者の身柄確保を最優先に行われなければならない。そのための思惟的スローガンとして掲げたい精神は「子どもは無条件に守られなければならない存在である」との思想の形成である。</p> <p>次に第二段階として被害者の身柄確保後については、児童に関するあらゆる立法（法律・条例など）、経済的援助、教育および医療的観点などによって重層的な支援システムを作り上げる必要がある。</p> <p>県は、この度、子ども・家庭局に子ども虐待対策監を設置した。その立場は、虐待対策という知事からの特命を帯びた立場と理解している。虐待対策監が取り組むべき課題は多いため、虐待対策監一人では限界がある。虐待対策監のもとにスタッフを設け、効率よく、組織の壁を超え、果敢に、そして迅速に課題に対処することを求めたい。</p> <p>●死亡事例発生の原因を把握し、その再発防止のための対策をしっかりと実行していくことを望む。</p> <p>●児童虐待による死亡例が2件発生したためC評価とした説明であるが、施策を実行していくプロセスに事業行動の意義があると理解する。それでない行動目標がぶれてしまい本来の目的が達成されない。</p> <p>●どの施策に対しても、PR方法が古く感じた。各種のSNS（Facebook, Twitter, LINEなど）を利用してはどうか。</p> <p>●県民指標の目標値が100%達成にもかかわらず、C評価となったということだが、それは目標値の設定が間違っていたことを意味する。数値目標の立て方は「死亡児童＝0」にした方が分かりやすかったのではないかと。</p>
----	--------------	---

3 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（最終案）について

1 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）策定後の経過

平成25年9月13日に市町説明会を実施するとともに、平成25年9月2日から10月1日までパブリックコメントを実施しました。

その結果、市町の火葬場の能力を超える事態に備えた広域火葬体制の確立に関することや、市町が実施する住民接種に対する県の支援についてなど、4件の意見が寄せられました。

詳細は、別紙1のとおりです。

2 行動計画（中間案）からの変更について

パブリックコメントで寄せられた意見を反映し、次のように修正しました。

その他、部局名、字句等の修正を行い、修正箇所は、別冊「最終案」の本文中に下線で示しています。

【パブリックコメントを反映させた修正箇所：最終案P31】

「県は、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、市町の火葬能力の限界を超える事態に備え、広域火葬体制を整備する。」

↑
【旧】火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

3 今後のスケジュール

平成25年10月30日	第2回公衆衛生審議会健康危機管理部会の開催
11月中旬	行動計画策定
11月22日	県議会への報告
11月下旬	内閣総理大臣への報告及び市町等への通知
12月	市町等説明会の開催

番号	意見記載部分	意見の概要	意見に対する考え方	結果
1	記載なし	新型インフルエンザ等対策行動計画に新型インフルエンザの重症化の予防のため禁煙推進と受動喫煙防止対策を盛り込むべきです。	本行動計画は、感染症のまん延防止等の対策を記載したもので、重症化防止のための生活習慣等の対策までの記載はしません。 (頂いた意見に対する対策は、健康づくりの取組の中で行っていきます。)	計画には反映させません。
2	P28(住民接種)b	市(町)域外で住民接種が可能となる市町をまたぐ広域的な協定の締結については、技術的な支援を行うのではなく、県が主体となって県内市町の広域的な実施体制を構築するよう努めるべきだと思います。	県行動計画は、政府行動計画に基づいて策定しており、政府行動計画において、住民接種の実施主体は市町であり、県は技術的な支援をすると記載されています。技術的な支援には、広域的な接種体制を構築するための支援も含まれると考えています。	計画には反映させません。
3	P28(住民接種)c	県は国と連携して技術的な支援を行うと記載されているが、例示をするなど、具体的な表記とされたい。	具体的な内容については運用上のことであるため、本行動計画には記載いたしません。 今後、国が示す市町の予防接種体制のモデル等によって、県の役割も明確化されると考えています。	計画には反映させません。
4	P36(6)イ 遺体の火葬・安置	市町の保有する火葬場の能力の限界を超える事態に備え、県が主体となり県内市町の広域火葬体制を確立しておくことが必要であるため、その旨を追記されたい。	三重県防災計画においても、広域火葬体制の確立については、県の役割として明記されていることもあり、本行動計画にも追加します。 意見はP36「県内未発生期」に対するものですが、平時における対策のためP31「未発生期」に記載します。	計画に反映させます。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画(最終案)の主要6項目(①~③)

別紙 2

国	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
県	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
対策の考案	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制整備 発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生を出来る限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生を出来る限り遅らせる 県内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止から被害軽減に変更 必要な事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
① 実施体制	<p>国、地方公共団体、指定(地方)公共機関等を挙げての対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県行動計画の策定 国、県、市町間の連携強化 ※疑いの段階で必要に応じて県新型インフルエンザ等連絡会議を開催 					
	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部の設置 (国の基本的対処方針に基づき、県の海外発生期の対策を決定) (対策の総合的な推進) (情報交換、連絡調整) 地方対策部の設置を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部 	<ul style="list-style-type: none"> 地方対策部 		<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部 国の基本的対処方針の変更に伴い県の対策の見直し・縮小 県対策本部の廃止 地方対策部の廃止 	
★国が必要に応じて緊急事態宣言(市町対策本部の設置)						
② サイバー情報収集	<p>発生段階に応じたサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国との連携による情報収集 通常の季節性インフルエンザのサーベイランス(72カ所の定点医療機関) 症候群サーベイランス(学校欠席者・保育所欠席者) 					
	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握(検査体制の構築) 学校等でのインフルエンザの集団発生の把握 通常のサーベイランス継続 症候群サーベイランス継続 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握の強化 学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 全数把握の中止(集団発生の把握に変更) 学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き学校等における集団発生状況の把握 通常のサーベイランスの継続 症候群サーベイランス継続 	
③ 情報提供・共有	<p>一元的な情報発信、県民へのわかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> コールセンターの体制整備 帰国者・接触者相談センターの体制整備 継続的な情報提供(マスクの着用、咳エチケット等) 					
	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターの設置 帰国者・接触者相談センターの設置 県ホームページ等での情報の提示 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターの充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターの継続 帰国者・接触者相談センターのコールセンターへの移行 		<ul style="list-style-type: none"> 情報提供の見直し コールセンター、帰国者・接触者相談センターの閉鎖 情報提供の見直し 	

★印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画(最終案)の主要6項目(④~⑥)

国	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
県	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
対策の考え	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制整備 発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生を出来る限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生を出来る限り遅らせる 県内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止から被害軽減に変更 必要な事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
④ 予防まん延防止	<p>法制化された予防接種体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人における対策の普及(マスクの着用、咳エチケット等) 特定接種の体制整備(国、県、市町) 住民接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 検疫所が行う水際対策への協力(健康監視、防疫措置等) 特定接種の準備・開始(国、県、市町) 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 県民等に対するマスクの着用、咳エチケット等の勧奨 住民接種の準備・開始(市町) 	<p>→</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 	
★不要不急の外出の自粛要請、学校等の施設の使用制限						
⑤ 医療	<p>発生段階に応じた医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の整備 地域医療体制の整備 抗インフルエンザ薬の備蓄(国、県) 検査体制の整備(県等) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の設置 県内発生に備えた医療体制の整備 抗インフルエンザ薬の備蓄(国、県) 検査体制の確立(県等) 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来における医療の提供 抗インフルエンザ薬の適正な流通指導 検査の実施(県等) 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた一般医療機関における診療体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 一般医療機関における診療の開始 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用の検討 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・補充(国、県)
⑥ 経済県の民安生活の確保	<p>関係機関等との連携による社会経済機能の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関等の指定及び業務計画等の策定 要介護者への生活支援の体制整備(市町) 火葬能力の把握(県、市町) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備の要請 職場における感染対策の準備(県、市町) 臨時的遺体安置施設の確保の準備(市町) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め、売り惜しみが生じないように要請 	<p>→</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★物資売り渡しの要請 ★緊急物資の運送、生活関連物資の価格の安定 ★指定(地方)公共機関は業務の実施のために必要な措置を開始 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 	

★印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

4 みえライフイノベーションの推進について

1 取組状況

「みえライフイノベーション*¹総合特区」では、「統合型医療情報データベース」（医療情報DB）の構築や研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター（MieLIP）」の整備・運営により、画期的な医薬品や医療機器等を創出し、県内経済の活性化を生み出すことをめざしています（別紙1）。

本年度の主な取組は、以下のとおりです。

- (1) MieLIPについて本年9月、県内7箇所に設置し、事業を開始しました。

MieLIPの整備・運営については、経済産業省の総合特区推進補助金（地域新産業戦略推進事業（財源は総合特区推進調整費））1.3億円（25年度単年度事業 国の補助10/10）の支援が実現し、実施主体である三重大学等により事業を開始しています。

（別紙2）

ア 事業目的：

MieLIPが県内の産学官民ネットワーク形成・強化、企業等の新産業創出や研究開発の支援、製品の販路開拓支援を行い、本地域の医療・健康・福祉分野による経済活性化をめざす。

イ 主な事業：

MieLIPキックオフフォーラム（9月27日 鈴鹿市）、ネットワーク会議、研究会、専門家派遣、セミナー・フォーラム、国内外ライフイノベーション関係クラスター等とのネットワーク構築、展示会等での販路開拓等

- (2) 医療情報DBの整備・運営については、厚生労働省所管事業による財政的支援を得るため、同省と協議を行っています。

- (3) 総合特区地域協議会*²の構成員である金融機関が、利子補給制度を活用できる金融機関として国から指定を受けたところであり、企業等が融資を受ける際に、本利子補給制度が活用できる体制を整えました。

- (4) 「総合特区推進本部」（本部長：知事、本部員：関係する9部局長）の平成25年度第1回推進本部会議を9月26日に開催し、部局横断的に特区事業を推進しています。

- (5) 県による総合特区の推進に向けた事業として、総合特区地域協議会やMieLIP連絡会議の運営、国内外の企業等への本特区のPR活動等を行う「みえライフイノベーション総合特区基盤整備事業」や、地域資源を活用した医薬品等の開発支援や医療・福祉機器等の開発支援、新たな産業の創出可能性の調査等を行う「みえライフイノベーション総合特区促進プロジェクト事業」を実施しています。

2 今後の予定

MieLIP の運営については、県として地域協議会の開催や各 LIP 間の調整などを行い、円滑に事業が遂行されるよう支援していきます。

また、経済産業省の補助金は 25 年度単年度事業であることから、次年度以降の国の財政的支援が得られるよう国に要望していきます。

医療情報DBの整備・運営については、運営主体の三重大学等と連携しながら、厚生労働省と協議していきます。

※1 ライフイノベーション：

医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や製品開発をめざす。

※2 総合特区地域協議会：

総合特区を推進する事業の民間実施主体（民間企業・団体・NPO 等）、三重大学など県内の大学等及び地方公共団体による産学官民連携の協議会で、総合特別区域法で設置が規定されている。特区計画の策定や関係機関間の調整、事業の評価等を行う。



この先進的な医薬品や医療機器等の開発環境は、全世界に向けて提供することも可能です

Life Innovation Promotion Center
 > MieLIP センtral
 > MieLIP 6地域拠点

① MieLIP鈴鹿 (鈴鹿医療科学大学/白子)

- 医療機器や介護支援ロボット (ロボットスーツHAL等) や周辺機器等の研究開発
- 大学の研究機能を活用した医薬品や機能性食品の開発 等

② MieLIP津 (三重県工業研究所)

- 医療機器・福祉用具の製造企業の技術支援
- 機能性食品の開発
- 医薬品や化粧品等の開発 等

③ MieLIP伊賀 (三重大学伊賀研究拠点)

- 医薬品や医療機器等の共同研究・技術支援
- 栄養強化食品による病態別栄養療法 (がん、糖尿病や腎疾患等) プログラムの開発 等

MieLIPセンtralと6つの地域拠点が連携することによって、画期的な医薬品や医療機器等を創出します

④ MieLIP多気 (多気町役場)

- 自転車を活用した運動療法や観光資源を利用した運動療法の開発
- 歩数計・血圧計等のバイタルサインによる健康管理システムの開発 等

◎ MieLIPセンtral (三重大学)

- 医療情報データベースの活用や研究開発を支援、地域拠点の活動支援

統合型医療情報データベース 研究開発コーディネート

医療情報の収集 県内医療機関

⑤ MieLIP鳥羽 (鳥羽市役所)

- 天然資源を活用した医薬品、化粧品や高機能食品等の開発
- 海藻 (真珠の海七草、ワカメ・ヒジキ等) や海産物の研究開発 等

⑥ MieLIP尾鷲 (尾鷲市役所)

- 海洋深層水や尾鷲ヒノキ等を活用した化粧品や機能性食品の開発
- 高血圧や糖尿病等の臨床研究の推進
- 滞在型健康回復・健康増進プログラム開発 等

概要

県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、患者の医療情報 (健診、治療、投薬、検査、診断用画像、副作用情報、遺伝子情報等) を統合した「統合型医療情報データベース」を核に、研究開発コーディネート機能等を備えたMieLIPセンtral (三重大学内に設置) 及び地域の特性を生かした産業創出を支援する6つのMieLIP地域拠点を設置し、県内で医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備します。

拠点の活用と規制緩和策などにより、画期的な医薬品や医療機器等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大などにより、県内企業・大学等の活性化や県内経済の活性化を生み出すなど、三重県がライフイノベーションに寄与する地域になることをめざします。

期待される効果

(県内の効果) ○平成28年度の経済効果 651億円 (全国の効果) ○平成28年度の経済効果 1,914億円
 ○平成28年度の新たな雇用 2,419人 ○平成28年度の新たな雇用 9,051人

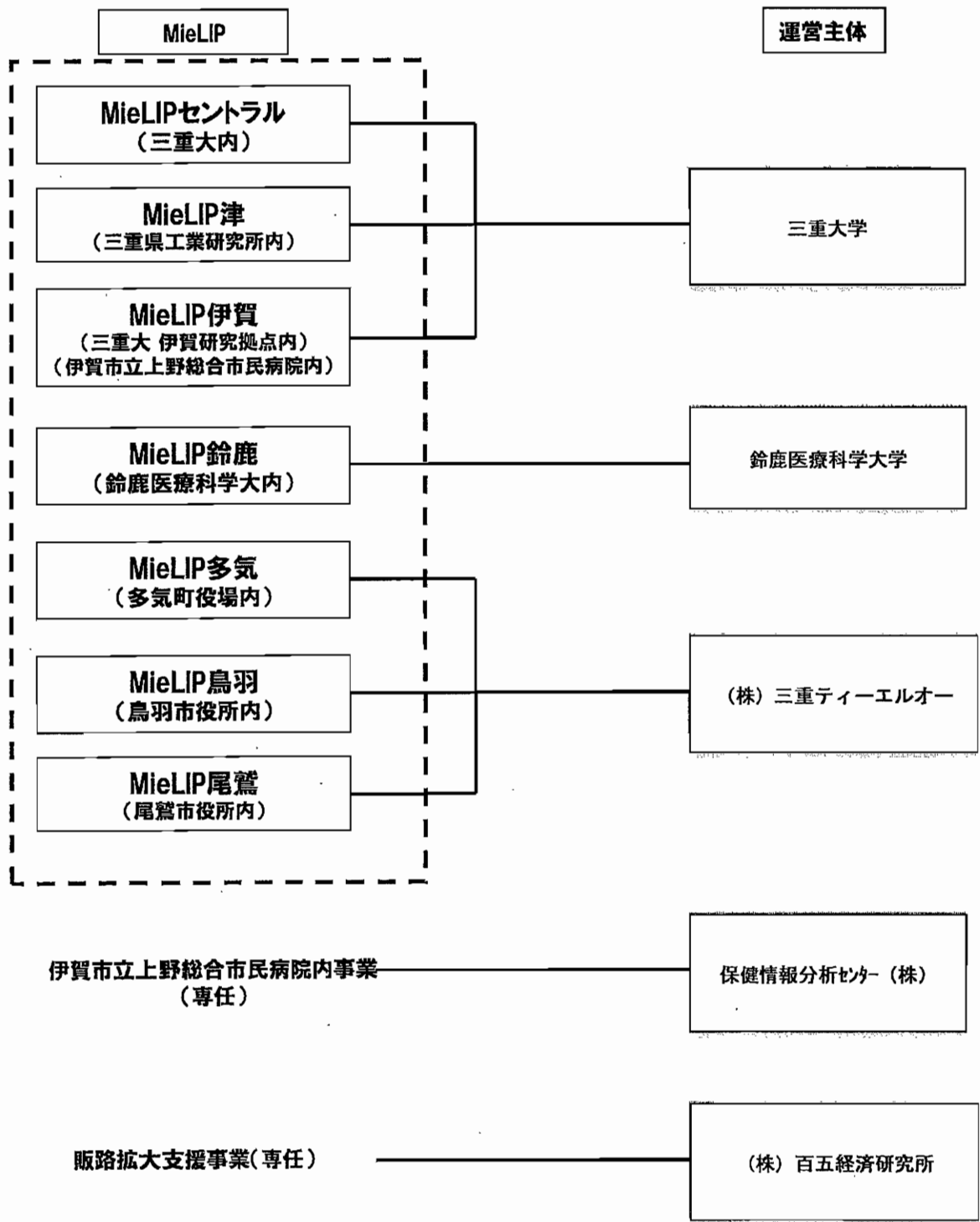
評価指標・数値目標

1. 医療情報DB: 30万人分 (5年間累計)
2. 医療福祉現場のニーズ収集: 2000件 (5年間累計)
3. 医薬品生産金額: 5年間で50%増、医療機器生産金額: 5年間で100%増
4. 医療・健康・福祉分野企業立地 (第2創業含む)・研究機関立地数: 50件 (5年累計) (過去5年間の実績25件を倍増)
5. 研究開発支援プラットフォーム活用機関数: 県内50機関、県外30機関 (各5年間累計)

地域協議会参画団体

(自治体関係者) 三重県、津市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、伊賀市、多気町
 (団体、民間企業等) 公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会、公益社団法人三重県看護協会、一般社団法人三重県作業療法士会、三重県薬事工業会、食品企業、金融機関
 (大学、研究機関等) 三重大学、鈴鹿医療科学大学等 県内7大学3高専 等

「みえライフイノベーション推進センター(MieLIP)」の運営体制



5 災害医療対策について

県内において大規模災害が発生した時の医療体制の充実強化を図るため、地域の拠点となる医療施設の耐震整備、災害時に適切に対応できる医療従事者の育成、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院等の取組支援、地域の関係機関が連携した災害医療体制の構築等に取り組んでいます。

平成 25 年度の主な取組状況は以下のとおりです。

1 医療施設の耐震整備（別紙 1）

大規模地震等の災害時における適切な医療体制の確保を図るため、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震整備の支援を行います。（耐震化工事中：2 病院、25 年度中に着工計画中：5 病院）

2 災害医療コーディネーターの設置（別紙 2）

大規模災害時に医療救護班の派遣や配置、患者搬送や収容先医療機関の確保などに関する助言や調整を行う災害医療コーディネーターとして 38 名（本部 5 名、地方部 33 名）を委嘱しました。（委嘱日：平成 25 年 8 月 8 日）

また、災害医療コーディネーターの能力向上を図るため研修会等を実施します。（第 1 回研修会：平成 25 年 8 月 11 日）

3 災害拠点病院等の体制整備（別紙 3）

（1）災害拠点病院の指定

県内の災害拠点病院のうち、いなべ総合病院、上野総合市民病院以外の病院は、津波浸水予測地域を有する市に立地しているため、内陸部に立地する名張市立病院を新たに災害拠点病院に指定しました。（指定日：平成 25 年 8 月 27 日）

（2）災害医療支援病院の指定

大規模災害の発生により災害拠点病院が機能不全に陥った場合等に備えて、日頃から災害拠点病院と二次救急医療機関等が連携して補完する体制を構築するため、災害医療支援病院を指定します。

4 地域災害医療対策会議の設置（別紙 4）

大規模災害発生時に、保健所、市町等の担当者と地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が連携して、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討、協議、情報交換する場として、地域ごとに地域災害医療対策会議を設置します。（平成 25 年 9 月 30 日現在、8 地域整備済）

5 地域医療再生計画（平成 25 年度策定分）による災害医療対策の実施（別紙 5）

南海トラフの巨大地震をはじめ大規模災害発生時の多種多様な状況に適切に対応するため、地域医療再生基金を活用し、災害医療体制の整備に取り組みます。（災害医療対策計画額（基金充当額）：652,320千円）

<主な取組>

- ① 災害医療体制整備事業
 - ・ 患者情報バックアップシステム整備事業
 - ・ 災害医療コーディネーター等体制整備事業
 - ・ 医療救護所体制整備事業
 - ・ 検視・検案にかかる体制整備事業
- ② 災害拠点病院等体制整備事業
 - ・ 災害拠点病院体制強化事業
 - ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）体制強化事業
 - ・ SCU整備事業
- ③ 医療連携体制整備事業
 - ・ 災害医療支援病院体制整備事業

6 大規模災害に備えた広域医療搬送訓練の実施（別紙 6）

国の総合防災訓練の一環として実施された、南海トラフの巨大地震を想定した広域医療搬送訓練に、被災県として参加しました。この訓練には県内の災害拠点病院全てが参加しました。今後、実施内容について関係機関とともに検証し、その結果を踏まえ大規模災害に備えた医療体制の充実、強化に取り組みます。（実施日：平成 25 年 8 月 31 日、参加者：約 1,500 人）

災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化の状況

1 災害拠点病院の耐震化率

【平成 23 年度実績】 83.3% (10 機関/12 機関)

【平成 24 年度実績】 83.3% (10 機関/12 機関)

※ 災害拠点病院は、平成 25 年 8 月 27 日から 13 機関となっています。

2 二次救急医療機関（災害拠点病院を除く）の耐震化率

【平成 23 年度実績】 52.2% (12 機関/23 機関)

【平成 24 年度実績】 60.8% (14 機関/23 機関)

※ 災害拠点病院を除く二次救急医療機関は、平成 25 年 8 月 27 日から 22 機関となっています。

3 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化率

【平成 23 年度実績】 62.9% (22 機関/35 機関)

【平成 24 年度実績】 68.6% (24 機関/35 機関)

<参考>耐震化率の推移

	H21	H22	H23	H24
耐震化済医療機関数	18	20	22	24
未耐震医療機関数	19	16	13	11
耐震化率	48.6%	55.6%	62.9%	68.6%

4 今後の目標

	H25	H26	H27
耐震化済医療機関数	24	26	29
未耐震医療機関数	11	9	6
耐震化率	68.6%	74.3%	82.9%

災害医療コーディネーター名簿（平成25年8月8日現在）

保健所	所 属	役 職	氏 名
桑名 (3)	いなべ総合病院 (災害拠点病院)	院長	水野 章
	いなべ医師会 (いなべ総合病院)	副院長	石川 雅一
	桑名医師会 (辻クリニック)	救急災害対策担当理事(院長)	辻 理
四日市 (3)	四日市医師会 (みやこクリニック)	救急及び災害医療対策 担当理事(院長)	宮国 博佳
	三重県立総合医療センター (基幹災害拠点病院)	救命救急センター次長	伊藤 秀樹
	市立四日市病院 (災害拠点病院)	診療部長兼救命救急 センター長	市原 薫
鈴鹿 (4)	鈴鹿市医師会 (旭が丘ファミリークリニック)	救急・災害医療担当理事 (院長)	木村 英夫
	亀山医師会 (とら整形クリニック)	担当理事(院長)	田中 秀虎
	鈴鹿中央総合病院 (災害拠点病院)	外科部長	金兒 博司
	亀山市立医療センター	院長	今井 俊積
津 (4)	三重大学医学部附属病院 (災害拠点病院)	助教	石倉 健
	三重中央医療センター	統括診療部長	霜坂 辰一
	津地区医師会 (渡部クリニック)	理事(院長)	渡部 泰和
	久居一志地区医師会 (おくのクリニック)	理事(院長)	奥野 利幸
松阪 (4)	松阪地区医師会 (おおたクリニック)	副会長	太田 正隆
	松阪市民病院 (災害拠点病院)	外科部長	谷口 健太郎
	済生会松阪総合病院 (災害拠点病院)	外科部長	近藤 昭信
	松阪中央総合病院 (災害拠点病院)	救急科部長	星野 有

災害医療コーディネーター名簿（平成25年8月8日現在）

保健所	所 属	役 職	氏 名
伊勢 (4)	伊勢地区医師会 (畠中医院)	会長（院長）	畠中 節夫
	伊勢赤十字病院 (災害拠点病院)	救命救急センター長	説田 守道
	志摩医師会 (中村クリニック)	副会長（院長）	中村 菊洋
	三重県立志摩病院 (災害拠点病院)	院長	勝峰 康夫
尾鷲 (3)	尾鷲総合病院 (災害拠点病院)	副院長	小藪 助成
	紀北医師会 (長谷川内科)	副会長（院長）	長谷川 陽
	紀北医師会 (上里診療所)	理事（所長）	林 丘
熊野 (4)	紀南病院	医長	小出 泰平
	紀南病院	医師	浦吉 俊輔
	紀南医師会 (寺本クリニック)	医師	寺本 泰
	紀南医師会 (大石医院)	医師	大石 知実
伊賀 (4)	伊賀医師会 (みずたにクリニック)	会長（院長）	水谷 敬一
	名賀医師会 (上坂内科)	理事（院長）	上坂 吉男
	上野総合市民病院 (災害拠点病院)	麻酔科部長、救急科部長	上嶋 亮
	名張市立病院	副院長	山村 剛司
本部 (5)	三重大学医学部附属病院	救命救急センター長	今井 寛
		災害医療センター長	武田 多一
	三重県立総合医療センター	救命救急センター長	田代 晴彦
	三重県医師会 (小林内科胃腸科)	副会長（院長）	小林 篤
	三重県医師会 (橋上医院)	理事（院長）	橋上 裕

計38名

災害拠点病院の配置状況

二次保健 医療圏	病院名	二次救急 医療を担 う地域	人口 (千人)	面積 (km ²)	指定年度
北勢	いなべ総合病院	桑名	220	394.57	平成 19 年度
	市立四日市病院	四日市	371	327.12	平成 18 年度
	県立総合医療センター(基幹)				平成 8 年度
	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿	249	385.58	平成 8 年度
中勢伊賀	三重大学医学部附属病院	津	287	710.81	平成 8 年度
伊賀サブ	上野総合市民病院	伊賀	179	687.93	平成 8 年度
	名張市立病院				平成 25 年度
南勢志摩	松阪市民病院	松阪	228	1,364.34	平成 16 年度
	済生会松阪総合病院				平成 23 年度
	松阪中央総合病院				平成 23 年度
伊勢志摩 サブ	伊勢赤十字病院	伊勢	171	627.42	平成 8 年度
	県立志摩病院	志摩	78	287.71	平成 16 年度
東紀州	尾鷲総合病院	尾鷲	39	450.17	平成 8 年度
		熊野	41	541.57	

人口、面積：平成 21 年 10 月 1 日現在

地域災害医療対策会議 設置状況

(平成25年9月30日現在)

地域	名称	要綱施行日等
桑名	桑員地域災害医療対策部会	平成22年3月11日
四日市	四日市地域救急医療対策協議会	平成21年6月25日
鈴鹿	鈴鹿亀山地域災害医療対策部会	平成24年3月19日
津	(仮称)津地域災害医療対策会議	平成25年11月(予定)
松阪	松阪地域災害医療対策協議会	平成25年7月11日
伊勢	伊勢志摩地域災害医療対策会議	平成25年8月2日
伊賀	伊賀地域健康危機管理ネットワーク会議 (伊賀地域災害医療対策会議)	平成25年4月1日
尾鷲	東紀州地域尾鷲地区災害医療対策部会	平成25年8月2日
熊野	紀南地域災害医療対策会議	平成25年6月27日

三重県地域医療再生計画(平成25年度策定分)による災害医療対策の概要

	事業名	事業内容	目的
災害医療体制整備事業	患者情報バックアップシステム整備事業	浸水被害を受けるおそれがある病院、診療所に対し、患者情報のバックアップ体制の検討整備を支援する。	患者情報の損失を防止し、迅速にデータ復旧できる体制を整備することにより、被災地における医療機関の医療提供体制の維持を図る。
	災害医療コーディネーター等体制整備事業	本部災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを設置し、能力を高めるための研修会等を開催するとともに、行政や医療機関、消防、警察等が参加する地域災害医療対策会議等を開催する。また、災害時の現場医療をマネジメントする看護職に対し災害看護研修を実施する。	医療資源の調整機能の整備や関係機関とのネットワークの強化により、迅速かつ適切な医療、救護活動を行うことができる体制を整備する。また、災害医療に対応できる人材を育成する。
	医療救護所体制整備事業	市町が設置する医療救護所で発災から3日間程度の応急医療に必要となる医療器具、衛生材料、医療器材等の整備を支援するとともに、医療救護所の設営の他、トリアージや情報連絡等の訓練実施を支援する。	医療救護所の運営体制を整備することにより、発災直後に必要とされる応急医療の提供体制を整備する。
	検視・検案にかかる体制整備事業	検視・検案に携わる医師等に対し、検視・検案に関する知識の習得や考え方についての研修を実施するとともに、遺体収納に必要な資材等の整備を支援する。	検視・検案に携わる医師等のスキルアップを図ることにより、検視・検案を円滑に行うことができる体制を整備する。
災害拠点病院等体制整備事業	災害拠点病院体制強化事業	自家発電装置の上層階への移転整備を支援する。また、大規模災害時に病院機能を維持するために必要となる自家発電装置の増設、ヘリポートの整備の他、医療機器や応急用医療資機材等の整備、院内の安全対策の実施を支援する。	災害拠点病院の施設整備を行うことにより、災害拠点病院の災害時対応能力の向上を図る。
	災害派遣医療チーム(DMAT)体制強化事業	DMAT派遣用緊急車両や、災害派遣時に最大限の能力を発揮できるよう必要な医療機器等の整備を支援する。また、県内DMATの各チーム等が連絡に使用する無線機を統一する。その他、DMATを対象にした研修会等を開催する。	DMAT用資機材等を整備することにより、DMATの災害時対応能力の維持、向上を図る。
	SCU整備事業	SCU代替地に必要な資機材やそれらを保管する倉庫等を整備する。	SCU設置予定地が浸水被害を受けた場合に備え、SCUの補完体制を整備する。
医療連携体制整備事業	災害医療支援病院体制整備事業	大規模災害時に災害拠点病院を補完する災害医療支援病院を指定し、必要となる自家発電装置、医療機器、応急用医療資機材等の整備、院内の安全対策の実施を支援する。	災害拠点病院が被災するなど十分な機能を発揮できなくなった場合に備え、災害拠点病院の補完体制を整備する。

平成25年度内閣府総合防災訓練（広域医療搬送訓練）について

1. 全体訓練概要

(1) 目的

南海トラフの巨大地震を想定し、東南海・南海地震応急対策活動要領（平成18年4月策定）に基づく広域医療搬送に関する総合的な実動訓練を実施して、当該活動に係る組織体制の機能と実効性に関する検証を行うとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。

(2) 概要

〔実施日時〕 平成25年8月31日（土）7時頃～19時頃（全体）

〔地震被害の想定〕

- 南海トラフの巨大地震が 8月31日（土）7時00分に発生
- 愛知県、三重県及び和歌山県に甚大な被害が発生し、被災地内の傷病者を被災地外に搬送する広域医療搬送を実施する。

〔参加機関等〕

政府機関等：内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、宇宙航空研究開発機構 等

地方公共団体：三重県、愛知県、和歌山県、岐阜県、東京都、大阪府、宮城県、石川県、長崎県

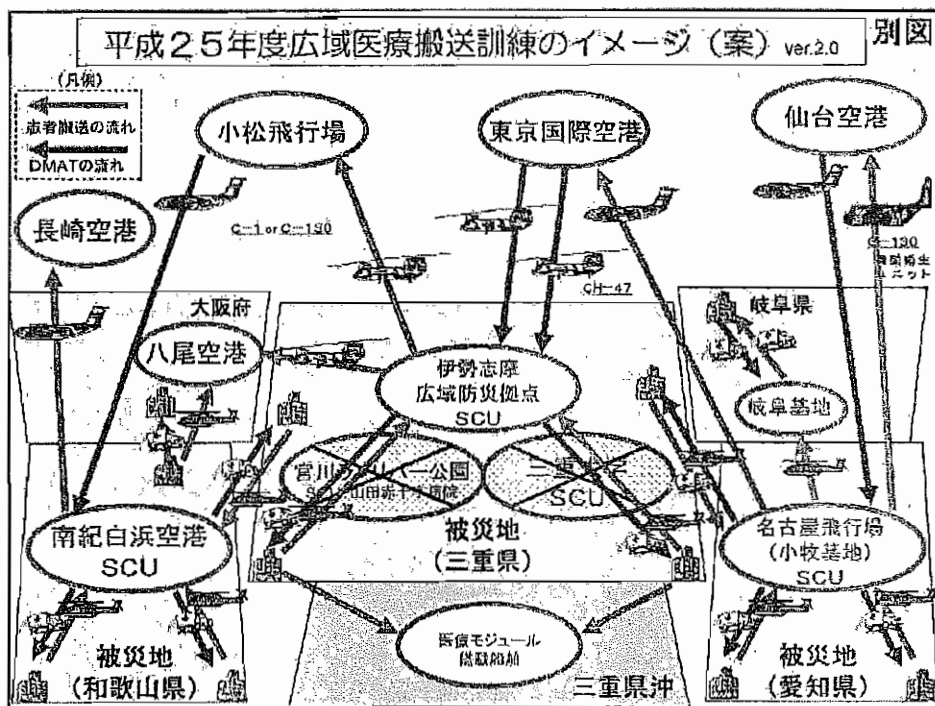
〔広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）〕

名古屋空港、伊勢志摩広域防災拠点、南紀白浜空港

〔域外参集拠点〕 仙台空港、東京国際空港、小松飛行場、八尾空港、岐阜基地

〔域外搬送拠点〕 仙台空港、東京国際空港、小松飛行場、八尾空港、岐阜基地、長崎空港

〔その他の搬送先〕 海上自衛隊輸送艦「しもきた」、海上保安庁巡視船「みずほ」



2. 三重県内の訓練実施状況

(1) 概要

大規模災害時に、緊急な治療を要する傷病者を、被災地から被災地外へ搬送し、患者に高度な医療を提供するとともに、被災地内の医療負担の軽減を図る訓練を実施。

被害想定は、午前7時に南海トラフの巨大地震が発生し、地震動と津波により、沿岸部を中心に県内全域に甚大な人的被害が発生。

国の計画に位置づけられている県内の広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU：ステージングケアユニット）である三重大学グラウンド及び宮川ラブリバー公園は、いずれも津波浸水被害を受けるため、伊勢志摩広域防災拠点を代替SCUとして使用。

(2) 訓練内容

ア. 三重県災害対策本部医療本部の運営

イ. SCUの設置及び運営

ウ. 域内医療搬送訓練

- ・災害拠点病院で被災地からの患者受入
- ・県内災害拠点病院間の患者搬送
- ・県内の災害拠点病院からSCUへ患者を搬送
- ・県内の災害拠点病院から伊勢志摩広域防災拠点SCU、名古屋空港SCU、南紀白浜空港SCU、巡視船「みずほ」へ患者を搬送
- ・伊勢志摩広域防災拠点SCUから医療モジュール搭載船舶「しもきた」への患者搬送
- ・透析患者のバス搬送

エ. 災害拠点病院での災害時対応訓練

- ・県内各災害拠点病院においては、院内訓練と県外からの病院支援DMATとの連携した災害時の対応訓練を実施

(3) 訓練参加機関

【県内災害拠点病院・DMAT】

いなべ総合病院、県立総合医療センター、市立四日市病院、鈴鹿中央総合病院、三重大学医学部附属病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、伊勢赤十字病院、県立志摩病院、伊賀市立上野総合市民病院、名張市立病院、尾鷲総合病院 計13病院

【県外DMAT】

茨城県、栃木県、神奈川県、滋賀県、京都府、兵庫県 計6府県27チーム
(上記の他、茨城県、東京都、神奈川県、千葉県の10チームが来県予定であったが、天候悪化によるヘリ欠航のため来県できなかった。)

【その他機関】

消防機関、日本赤十字社三重県支部、陸上自衛隊第33普通科連隊、三重県警察本部

【協力機関】

中日本高速道路(株)、伊勢保健衛生専門学校、日本産業・医療ガス協会東海地域本部、日本福祉タクシー協会、(株)NTTドコモ、(株)NTTデータアイ 等

6 「三重県がん対策推進条例（仮称）」中間案について

県では、これまでがん対策として「三重県がん対策戦略プラン」に基づき、多岐にわたる取組を行ってきました。がん対策に係る基本的な姿勢を明らかにし、県民や関係者が一体となって、これらの取組を一層推進していくため、条例制定に向けて検討を進めています。

1 三重県がん対策推進条例（仮称）の特色

- ・成人のがんだけでなく、希少で、治療後も日常生活、就学・就労等の課題の多い小児のがんについて対策を推進します。
- ・がん医療の効果的な実施やがん患者への口腔ケアの充実のため、医科と歯科の連携を推進します。
- ・がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という）の生活を支援するため、相談支援、就労支援のための施策を推進します。

2 中間案の概要

(1) 目的

県の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見、がん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これまで取り組んできたがん対策を、より総合的かつ計画的に推進することをめざすこととしています。

(2) 基本理念

がん患者等の視点に立って、県民や関係者の役割分担の下に一体となってがん対策を推進することとしています。

(3) 県の責務及び関係者の役割

県の責務及び市町、県民、保健医療従事者、事業者の役割を明らかにするとともに、施策の推進に協力するよう努めることとしています。

(4) がんの予防及び早期発見の推進

喫煙、飲酒、食生活、運動及びその他の生活習慣が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発や、早期発見に向けたがん検診の受診率の向上への取組を行うこととしています。

(5) がんに関する教育

教育機関において、児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育を行うこととしています。

(6) がん医療の充実等

がん医療の充実、小児がんに係るがん対策の充実、医科歯科連携の推進、がん登録の推進、がん研究の推進を図ることとしています。

(7) 緩和ケアの推進等

がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進や、がん患者等の意向により、住み慣れた家庭、地域等でのがん医療を受けることができ

るよう在宅医療を推進することとしています。

(8) がん患者等への支援

がん患者等の療養生活の質の維持向上や身体的、精神的、経済的な負担の軽減に資するため、就労の支援、がん医療等に関する情報の提供を行うこととしています。

(9) 県民運動

市町、保健医療関係者等と連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための取組を推進することとしています。

(10) がん対策推進計画

がん対策推進計画を策定または変更する時には、この条例の趣旨に基づき内容を検討することとしています。

(11) 三重県がん対策推進協議会

三重県がん対策推進協議会を設置し、総合的ながん対策を推進するための調整に関する事項について審議することとしています。

(12) 財政上の措置

がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。

3 これまでの主な取組（平成25年）

6月18日 健康福祉病院常任委員会で骨子案を説明

8月5日 第1回三重県がん対策推進協議会にて協議

8月中下旬 がん患者と家族からの意見聴取

9月4日 がんリーダー会議（三重大学医学部附属病院において、がん診療に携わる医師で構成）からの意見聴取

9月17日 三重県がん対策推進協議会委員等からの意見聴取会を開催

4 今後のスケジュール

平成25年10月～11月 パブリックコメントの実施

市町、医療従事者、事業者、関係機関・団体等からの意見聴取

11月 第2回三重県がん対策推進協議会にて協議

12月 健康福祉病院常任委員会で条例最終案を説明

平成26年2月 2月定例会に条例案を提出

7 三重県の少子化対策について

1 本県の少子化対策のめざすべき姿（「少子化対策の取組イメージ図」参照）

未婚者の約9割が将来、結婚する意思を持っているにも関わらず、未婚化が進んでいます^{※1}。また、県民の幸福感は、未婚者より既婚者が高く、既婚者では子どもがいる方が高く、さらに子どもの数が多いほど高くなっているものの、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.7人ととどまるなど、理想と現実のギャップが生じており^{※2}、様々な事情により結婚や子どもを持つことについて希望が叶わない現実があります。

このような中で、本県では、「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」ように取り組み、県民の幸福実感を高めていくことを本県の少子化対策のめざすべき姿としています。

※1 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向調査（独身者調査）」（平成23年11月）

※2 第2回「みえ県民意識調査」

2 少子化対策の最近の動向

① 国の動き

内閣府に設置された「少子化危機突破タスクフォース」からの提案を受け、国は6月の少子化社会対策会議で「少子化危機突破のための緊急対策」を決定し、「経済財政運営と改革の基本方針」の中に少子化対策の着実な実行が盛り込まれました。

② 地域における活動の展開

- ・全国知事会の「次世代育成支援施策の充実に関する提言」の中で、三重県が提案した「少子化危機突破基金」の創設が盛り込まれ、国へ提言。
- ・「子育て同盟サミット」及び「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に集う知事が、「少子化危機突破基金」の創設等の少子化対策を国へ提言。

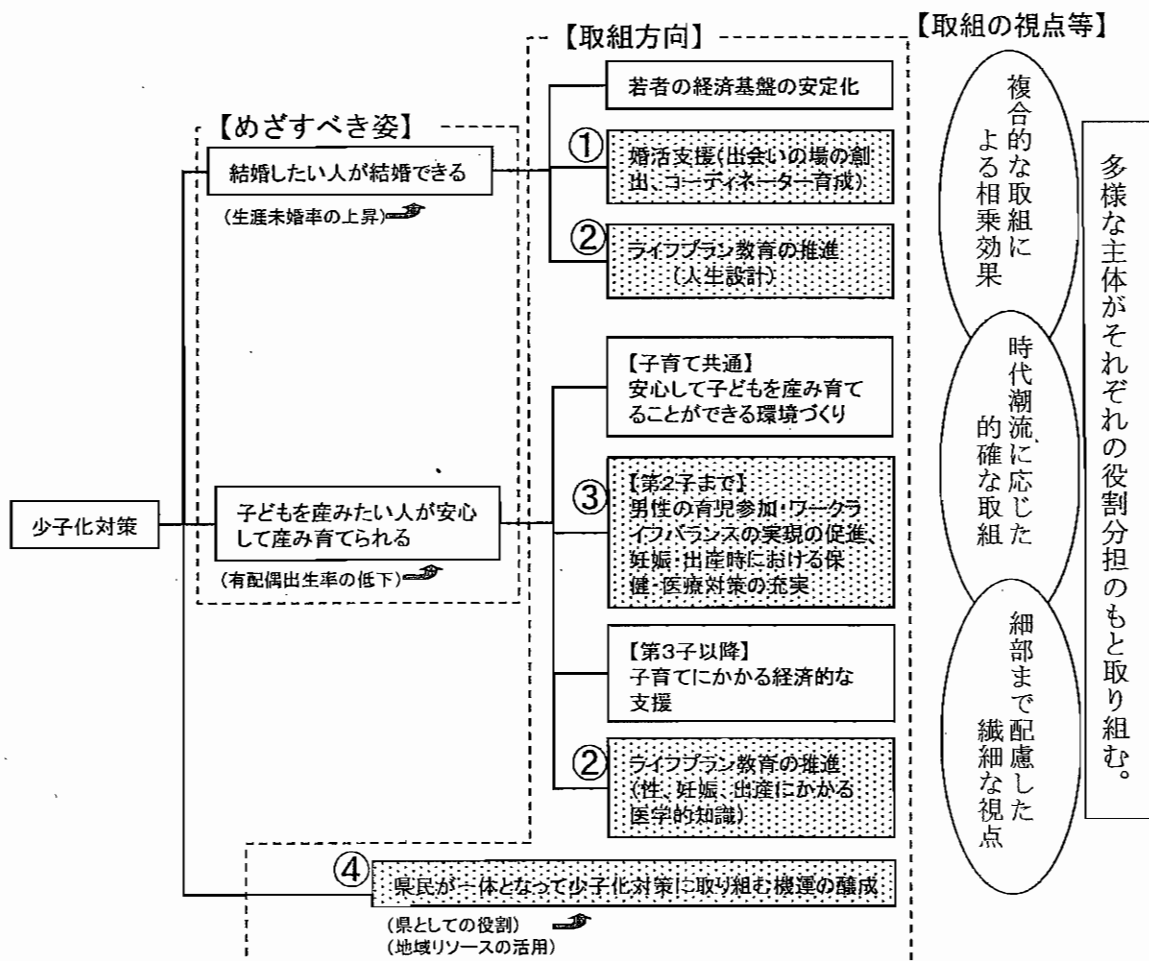
3 三重県における対応


こうした中、7月に知事を本部長とする「三重県少子化対策総合推進本部」を設置し、少子化対策のめざすべき姿の実現に向けて、全国一律の取組でなく、「地方目線」でライフステージごとのきめ細かな対策を展開し、県、市町等と県民が一体となって取り組むこととしました。

4 平成26年度の少子化対策の主な取組方向（「少子化対策の取組イメージ図」参照）

平成26年度三重県経営方針（案）の中で、「重点化施策」として、少子化対策に資する施策に集中して取り組むこととしています。

【少子化対策の取組イメージ】



※ 網掛け部分  は、平成 26 年度三重県経営方針（案）で主な取組内容としたもの。

- ① 出会いの場の創出やコーディネーター育成などの婚活支援を推進
- ② 子どもが自己肯定感を持ち、明るい展望を持って人生設計を描け、また、発達段階を踏まえ、性や妊娠、出産に関する医学的知識を取得できるようライフプラン教育を推進
- ③ 男性の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの実現促進に取り組むとともに、妊娠・出産時における保健・医療対策を充実
- ④ 県民が一体となって少子化対策に取り組む機運を醸成

そのほか、上記イメージ図にある「若者の経済基盤の安定化」、「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」、「子育て支援にかかる経済的な支援」については重点化施策として取り組むこととしていませんが、これらも今後の少子化対策として取り組んでいきます。

【少子化対策の取組の視点等】

育児休業制度が第1子出産に好影響をもたらすことや産後うつ等の出産の際の不安が第2子出産を躊躇させる点など、有識者の意見や他県等の取組事例などをもとにした様々な分析を踏まえるとともに、国や市町、地域の活動団体の取組等との役割分担のもと、相乗的な効果も視野に入れて取り組みます。

また、最近各地で婚活イベントなどが盛んですが、若い方の恋愛動向なども把握して、「結婚したい人が結婚できる」よう取り組むとともに、職場においても働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、マタニティ・ハラスメントの防止など繊細な視点を持って取り組みます。

8 2013年(平成25年)版三重県子ども施策に関する年次報告書(案)について

平成23年4月施行の「三重県子ども条例」(以下「子ども条例」という。)第15条に基づく年次報告書(案)と、平成16年4月施行の「子どもを虐待から守る条例」(以下「虐待防止条例」という。)第28条に基づく年次報告書の概要は次のとおりです。

1 三重県子ども条例第15条に基づく年次報告書(案)

この年次報告書は、子ども条例第15条の規定に基づき、三重県が行う施策や「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(以下「次世代行動計画」という。)の実施状況について取りまとめ、今後の施策に反映していこうとするもので、主なポイントは次のとおりです。

(1) 子どもに関する施策の取組総括

① 県の取組についての振り返り(第11条)(別冊6頁)

子どもに関する施策として実施した総事業件数は、前年度に比べ29件増加し238件となりました。また、条例第11条の1号から4号に定める取組の延べ件数も51件と大幅に増加しました。しかしながら、みえ県民力ビジョンの県民指標である条例に対する県民の認知度は35.5%と低く、情報発信にも力を入れていく必要があります。

条例第11条で定める基本となる事項の実施状況

年度	総事業数	取組件数	条例第11条				その他の取組
			1号 学ぶ機 会の提供	2号 意見表 明の機会	3号 主体的 な活動支援	4号 見守り 人材育成等	
H23	209	236 (113%)	11 (5.3%)	20 (9.6%)	19 (9.1%)	56 (26.8%)	130 (62.2%)
H24	238	329 (138%)	16 (6.7%)	32 (13.4%)	45 (18.9%)	64 (26.8%)	172 (72.2%)

※ 各事業の内容に応じて該当する基本事項を付与(複数の付与有り)、括弧書き数値は、総事業数に占める基本事項の取組数の割合を示します。

1号関係 子ども権利について学ぶ機会の提供等

子どもの権利や自分自身の大切さを学ぶ機会の提供として、「みえの子ども白書2012フォーラム」(180人参加)や「命の大切さを学ぶ教室」(16回開催、6,590人参加)などを開催しました。

引き続き、条例の趣旨とともにその基本理念を学ぶ機会を拡充していくことが必要です。

2号関係 子どもが意見表明する機会の設定等

子どもの意見の表明や参加については、「キッズ・モニター」(8事業を聴取、389人登録)や「こども会議」(10会議)、「人権まなびの発表会」(105人参加)等を開催し、三重県食の安全・安心行動計画や新博物館の展示・活動計画等、様々な事業の参考とすることができました。

今後は、子どもの思いや意見が反映される事業にするための仕組みについて協議し、意見を聴く事業を広げるよう全庁で取り組んでいきます。

3号関係 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

子どもが主体となって取り組む様々な活動は、「高校生フェスティバル」(延べ6,997人参加)、「消防学校一日体験」(202人参加)、「展覧会親子ワークショップ」(6回)など、前年度の19件から45件へと大幅に増加しました。

引き続き、様々な体験メニューを展開していくことが必要ですが、子どもの思いを把握し、その思いに沿った活動支援の視点が大切なことから、子ども自身が考えた活動の中で体験メニューが実施できないかについて研究していく必要があります。

4号関係 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

子どもの育ちを見守り、支える人材育成は、「みえの子育ちサポーター」(1,532人養成)、「みえの学力向上県民運動」(まなびのコーディネーター派遣)、「森林環境教育」(23人養成)など、多くの切り口で人材育成が図られています。

こうした人材が、地域の中で、様々な活動に主体的に関わることができるように、市町や関係機関等と連携を図りながら環境整備をしていきます。

② 各主体への働きかけ(第5～10条)(別冊17頁)

条例第5条から9条において、保護者、学校関係者等、県民等、事業者及び市町の役割を明らかにしていますが、各主体がそれぞれの役割を果たしていけるよう条例の趣旨、理念、それぞれの役割について周知・啓発を行いました。特に、事業者や子どもに関わる団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、平成25年3月末現在で、会員数が1,124(企業626、団体498)に達し、社会全体で子どもや子育て家庭を支える態勢が拡大しています。

今後も、各主体がそれぞれの役割を果たしていくために、条例の趣旨を共有し互いに連携・協働しながら、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざして支援していきます。

③ 子どもからの相談への対応(第12条)(別冊18頁)

子どもからの相談窓口として、「こどもほっとダイヤル」や「いじめ・体罰に関する電話相談」などを設置して、悩みを抱えた子どもの声を受け

止め、子どもとその解決方法を考えるとともに、特に対応が必要な場合には、児童相談所や教育委員会など関係機関が連携し解決に取り組みました。

今後も子どもが相談したいときに相談できるように一層の周知をしていく必要があります。

④ 子どもの生活実態等の調査（第14条）（別冊19頁）

子どもの生活実態や子どもと大人の意識等に関する調査結果をまとめた「みえの子ども白書」からみえてくる子どもと大人の意識の違いなどについて、「みえの子ども白書フォーラム」を開催し、保護者や地域の大人の理解を深めるとともに、「みえの子育ちサポート講座」などの機会を利用して周知を図りました。

今後も、白書の内容を地域に還元し、地域における子育て支援を効果的に展開していきます。

（3）「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の取組結果（別冊20頁）

子どもに関する施策を総合的に推進している次世代育成支援行動計画では、重点的に取り組む項目を「重点的取組」として推進しています。平成24年度の重点的な目標項目の達成状況は、11項目中7項目となりました。未達成となった項目は、「乳児家庭全戸訪問事業等」、「子育てサポーター数（累計）」、「若者自立支援機関の利用者数」、「一般事業主行動計画の策定数（累計）」の4項目となり、事業推進のための会議や早期の取組などそれぞれの課題と対応についてとりまとめました。

（4）子ども施策の推進に向けた各部局の取組（別冊24頁）

平成24年度に実施した各部局の取組内容や成果を、次世代行動計画の施策体系をもとに238事業をとりまとめました。

2 子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書

この年次報告書は、虐待防止条例第28条の規定に基づき、平成24年度における児童虐待を取り巻く状況や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

（1）児童虐待相談の年度別推移（別冊59頁）

県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談対応件数は、前年度比92件増（9.9%増）の1,022件で過去最多の件数となりました。

（2）児童虐待相談の経路（別冊60頁）

相談経路は、①市町の機関、②県の機関、③近隣・知人の順となりました。

市町の機関からの相談が前年度比110件増の500件と全体の48.9%を占めています。これは、市町が第一義的な相談窓口であるため、発見者から市町に連絡が入り、緊急受理会議等で判断のうえ、児童相談所に通告する事例が増加しているものと思われます。

(3) 主な虐待者 (別冊 61 頁)

児童虐待相談における主な虐待者は、実母が 560 件 (54.8%) で最多となっています。

(4) 被虐待児童の年齢 (別冊 62 頁)

小学生以下の児童が 839 件 (82.1%) を占めており、中学生が 132 件 (12.9%)、高校生その他が 51 件 (5.0%) となっています。

(5) 児童虐待相談種別 (別冊 63 頁)

虐待相談種別では「身体的虐待」が前年度比104件増の447件と最多で、43.7%を占めています。

次いで、「養育の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が284件 (27.8%)、「心理的虐待」281件 (27.5%) で、「性的虐待」は10件 (1.0%) となっています。

(6) 児童虐待相談後の処遇 (別冊 64 頁)

面接指導が 893 件 (87.4%) で、施設入所や里親委託は 92 件 (9.0%) となりました。

(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等 (別冊 65 頁)

平成 24 年度において、被措置児童虐待の事例はありませんでした。

(8) 立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況 (別冊 66 頁)

平成 24 年度において、立入調査、臨検・搜索を実施したケースはありませんでした。

また、一時保護を実施した児童の延べ人数は、前年度比 124 人減 (19.2% 減) の 523 人、延べ保護日数は前年度比 2,492 日減 (19.6% 減) の 10,206 日となりました。

(9) 児童虐待死亡事例等検証委員会の検証結果を受けた取組 (別冊 67 頁)

平成 24 年 8 月に桑名市で、同年 10 月に四日市市で発生した児童虐待死亡事例について、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会において、検証を行いました。

県では平成 25 年度当初から、検証会議における議論の経過をふまえ、児童虐待対応にかかる組織体制の強化や市町への支援の充実を図るとともに、アセスメントツールの研究開発等に取り組んでいます。

3 今後のスケジュール

「三重県子ども条例第 15 条に基づく年次報告書 (案)」は、健康福祉病院常任委員会でのご意見も踏まえ、平成 25 年 10 月 23 日開催予定の三重県子ども・青少年施策総合推進本部で確定し、「子どもを虐待から守る条例第 28 条に基づく年次報告書」とあわせて編綴し、「三重県子ども施策に関する年次報告書」として公表する予定です。

9 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画の改訂について

1 計画改訂の趣旨

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法 平成14年施行）に基づき、平成18年3月に計画を策定しました。

本計画に基づき、DV防止及び被害者の保護等に取り組んできましたが、平成25年度は、現計画の最終年度となることから、取組状況やDV被害や支援の現状・課題を検証したうえで、有識者や関係機関の代表者で構成する懇話会の意見を踏まえて、計画の見直しを行います。

2 これまでの経過

- 平成13年4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律公布
(14年4月施行)
- 平成16年4月 DV防止法改正（DVの定義拡大、都道府県の基本計画策定を義務化）
- 平成18年3月 県DV防止計画を策定（18～20年度）
- 平成20年1月 DV防止法改正（保護命令制度の拡充、市町村における基本計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務化）
- 平成21年3月 県DV防止計画改正（第二次）（21年度～22年度）
- 平成23年3月 県DV防止計画改正（第三次）（23年度～25年度）
- 平成25年7月 DV防止法改正（生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者を法律の対象とする）（26年1月施行）

3 現計画（H23～25）の取組状況（現状）と課題

【DV被害の現状】

- ・DV相談件数（女性相談所・県福祉事務所・市）
平成24年度 963件（参考：平成22年度 1,063件）
- ・一時保護件数（女性相談所）
平成24年度 60件（参考：平成22年度 59件）
- ・警察による加害者への指導警告件数（三重県警察本部）
平成24年度 158件（参考：平成22年度 112件）

※平成22年度は前計画の最終実績

※DVに関するアンケート調査結果（eモニターアンケート、デートDVアンケート）の主な内容は別紙のとおり

【現計画の目標達成状況（主目標）】

- ・DV防止法を知っている人の割合 46.5%（24年度）／目標：50%（25年度）

- ・DV被害をうけた経験のある人のうち、どこかに相談したことがある人の割合 20.3%(24年度)／目標:44.4%(25年度)
- ・女性相談員を配置する市町数 13市(24年度)／目標:14市(25年度)
- ・加害者更生プログラム調査研究状況の把握 継続(24年度)／目標:継続(25年度)
- ・市町基本計画を策定した市町 10市町(24年度)／目標:5市町(25年度)

【課題と今後の方向性】

●DVに関するアンケート調査結果から

- ① デートDVアンケート調査によると高校生・大学生で交際経験がある女性の31%、男性の17%がデートDVの被害を受けており、そのうち約半数が誰かに相談をしています。相談相手は主に友人であり、深刻な被害があったときに相談を受け止められる環境づくりが必要です。

※デートDV＝若年層の恋人など交際相手から受ける暴力

- ② アンケート調査では、男性被害者が少なくないことがわかります。これまで男性からの被害相談については、専用窓口を設けているところが少なく、男性からの相談を受け止められる環境を整備する必要があります。

●DVをとりまく国等の環境変化から

- ③ 加害者更生プログラムについては、更生プログラムを受けたことによる効果の判断が難しく、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、関係者に更生したと錯覚を与えるおそれがある等の課題が指摘されている中で（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」より 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示）、今後の国による研究結果を見守る必要があります。加害者にならないための取組は、重要な課題であるため、県としては、新たに加害者とならないための取組（未然防止）について検討していく必要があると考えます。
- ④ 平成25年のDV防止法改正により、同居する（していた）交際相手からの暴力及びその被害者を法律の対象とすることになりました。これまでも婚姻関係のない同居する交際相手からの暴力の相談や一時保護等も実施してきましたが、法改正も踏まえて引き続き対応する必要があります。

4 改訂計画に掲げる事項（案）

配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護・支援の一層の推進を図るため、4つの「めざす社会像」を掲げ、課題解決に向けた施策を取り組んでいきます。

(1) 「DVが起こらない社会」（未然防止対策）

- ・ジェンダーバイアス（社会的・文化的性差別あるいは性的偏見）によるDV被害の防止と暴力を許さない社会意識の形成（若年層や男性への対策を含む）
- ・＜新規＞加害者にならないための取組（加害者更生から未然防止へ）

(2) 「DV被害に『気づく』ことができる社会」(啓発対策)

- ・関係機関によるDV被害者がいることの『気づき』、DV被害者のDVであることの『気づき』ができる環境づくり

(3) 「DV被害者の『安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる』社会」(支援体制構築対策)

- ・配偶者暴力相談支援センターの充実強化と相談体制の整備
＜新規＞男性被害者からの相談やデートDVの相談環境の整備
- ・被害者の保護体制と加害者対策の強化(警察や関係機関との連携)
- ・心理的支援、就労や住居等被害者の状況に応じた自立に向けた支援
- ・DVを目撃した子どもに対する支援、外国人・障がい者等に対する支援

(4) 「DVに対して『多様な主体が取り組む』社会(多様な主体との協働)

- ・県、市町、警察、医療機関、教育機関、民間団体、県民等が相互に連携し、被害者保護・支援ができる環境の整備
- ・市町が主体的に取り組むことができる環境整備への支援
- ・民間団体による保護・自立支援の取組を促進

5 スケジュール

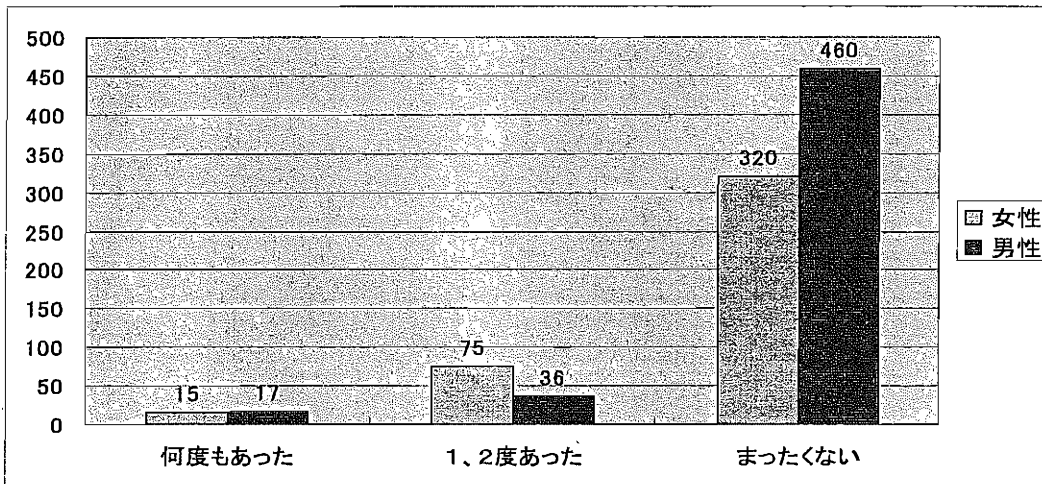
- | | |
|--------|--|
| 4月～9月 | 現状把握、課題の整理、計画見直し検討 |
| 8月 | 第1回有識者懇話会で意見交換 |
| 10月 | 健康福祉病院常任委員会で課題及び今後の方向性を報告 |
| 11月 | 市町からの意見聴取
第2回有識者懇話会で中間案について意見交換 |
| 12月 | 健康福祉病院常任委員会で中間案を報告 |
| 12月～1月 | パブリックコメントの実施 |
| 2月 | 第3回有識者懇話会で最終案について意見交換
県社会福祉審議会で最終案を報告 |
| 3月 | 健康福祉病院常任委員会で最終案を報告 |

<eモニターアンケート調査> (実施：三重県 H25.4.17～5.7)

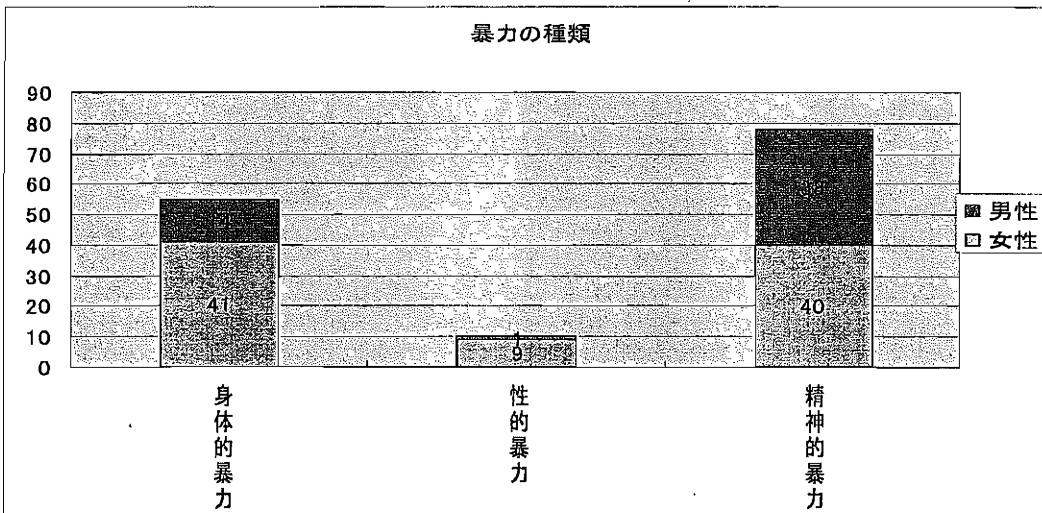
回答者 923 人 (回答率 76%)

結果 (主なもの)

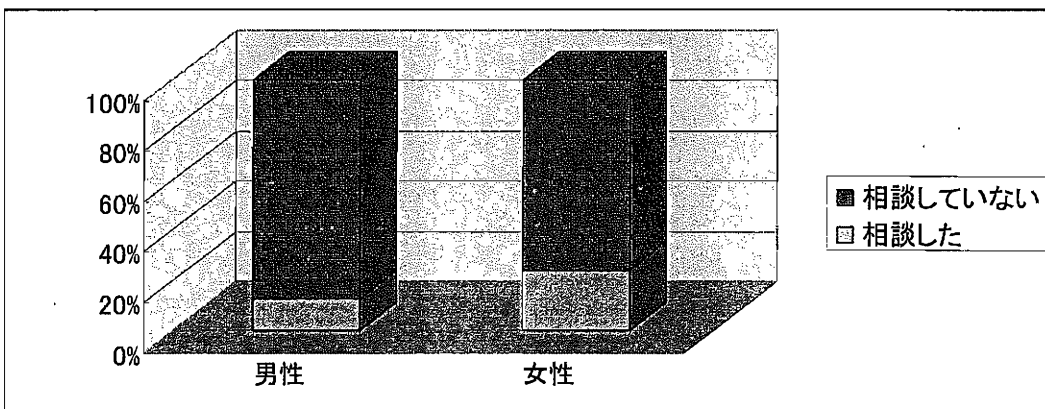
- ・被害経験者：女性 22%、男性 10% (何度も経験有りは男女ほぼ同数)



- ・受けた暴力の種類：女性＝身体的暴力と精神的暴力がほぼ同じ
男性＝精神的暴力を受けることが多い



- ・相談の有無：相談した＝女性 24%、男性 13%
(相談した相手は、親、兄弟、友人がほとんど)

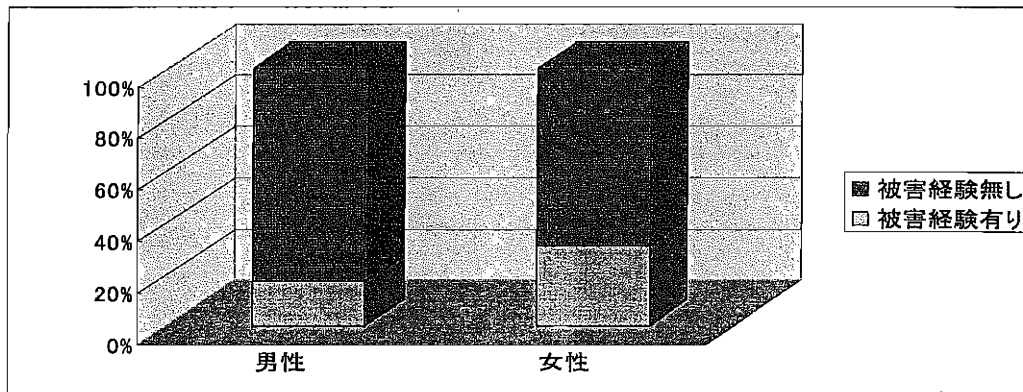


<デートDVアンケート調査> (実施：フレンテみえ H24.9～12月)

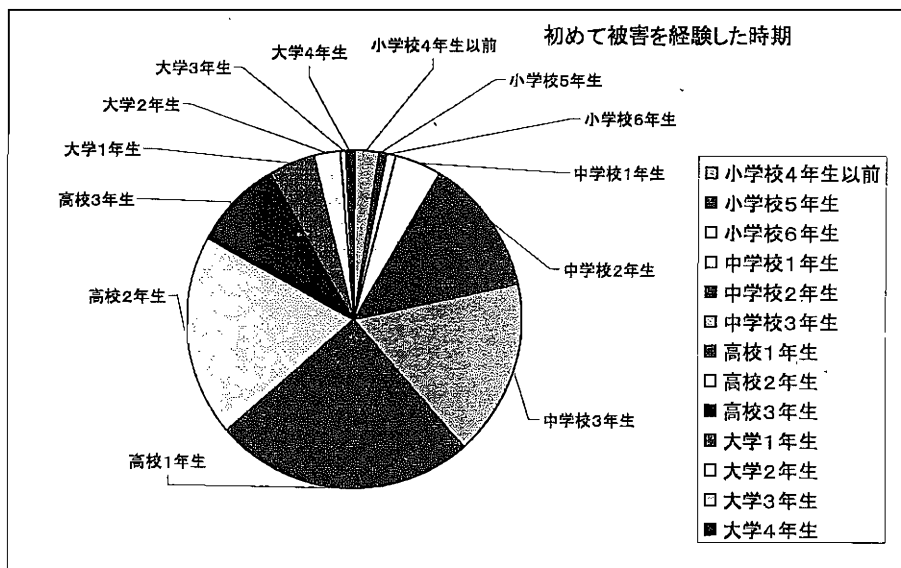
回答者 6,841 人 (回答率 89%) 対象：県内の高校生・大学生

結果 (主なもの)

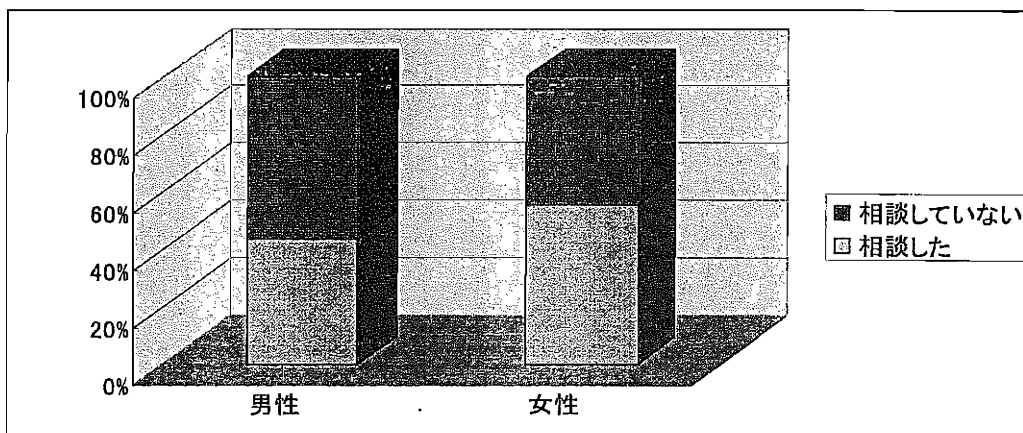
- ・被害経験者：女性 31%、男性 17% (交際経験のある人のうち)
(被害を受けたとき「怖かった」と感じたのは、女性が男性の3倍)



- ・初めて被害経験をした時期は、中学2年生から高校2年生の間が多い



- ・相談の有無：相談した=女性 56%、男性 44% (相談先は友人が 87%)



10 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証について

平成24年10月6日、四日市市において、母親からの頭部殴打により、生後10か月の女兒が死亡する事件が発生しました。このため、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会（検証の際は、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」と呼称）において、平成24年11月13日から再発防止に向けた検証が開始され、9回の検証会議を経て、平成25年9月4日に同検証委員会から知事に検証報告が行われました。

1 事例の概要

平成24年5月1日に警察からの虐待通告を受け、北勢児童相談所が家庭訪問等により経過観察を行っていた中、10月6日に生後10か月の女兒が母親からの暴行により死亡する事例が発生しました。

その後、10月22日に母親が傷害致死の疑いで逮捕、のち起訴され、平成25年5月24日、裁判員裁判により懲役6年の判決が下されています。

※ 家族の状況（当時）父（29歳、無職）、母（24歳、無職）、長男（2歳）、本児（10ヶ月）

2 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証報告書の要点

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会において、事実把握や事例発生原因の分析等を行い、再発防止を目的としてまとめられた検証報告の要点は以下のとおりです。

（1）本事例から学ぶべきこと

①適切な危険度査定

（ア）児童相談所の対応

- ・ 通告当初、警察、児童相談所ともに、本児の安全確認を行っており、そのうえで、「在宅での指導」とすることを判断した。この判断は一般的であるが、一時保護をしない場合でも、家庭の状況などの調査に基づき、危険度が高いものがあることを認識すべきであった。
- ・ 母親が暴力を悪いと思っていないこと、父親が失業していることなどの情報を得たが、虐待リスクとして捉えることはなかった。

（イ）市の対応

- ・ 本児が定期健診や予防接種を受けていることから、市は保健師による家庭訪問の理由付けが困難であると判断した。
- ・ 市は一貫して児童相談所の関与する事例であり、要請があれば協力するとのスタンスを維持した。

②関係機関同士の適切な連携

- ・ 本事例について、児童相談所と市は頻繁に情報共有を図っていたが、支援に向けた検討は行われなかった。
- ・ 警察、児童相談所への泣き声通報についての情報共有は、1ヶ月以上経過した後であった。
- ・ 市要保護児童対策地域協議会において、児童相談所が提供した進行政管理一覧表に本事例の記載はあったが、家庭への支援に向けた意見交換はなされなかった。

③一時保護の検討

- ・ 結果として、どこかの時点で一時保護すべきであったが、児童相談所による情報収集や関係機関の全ての情報が持ち寄られることはなく、事実の積み重ねによる危険度の査定や一時保護の検討に至らなかった。

次の3回を一時保護検討のポイントと考える。

- ・ 5月、乳児の頭部への暴行の通告時
 - 警察、児童相談所とも本児の安全を確認しており、この時点で一時保護しないことは一般的。
- ・ 6月、警察への泣き声通報（2回）、児童相談所への泣き声通告（1回）、父からの市への本児の兄の育児相談があった。
 - 三者の情報が適時に共有されなかった。
- ・ 8月、本児が嘔吐、痙攣により病院を受診し、医師から精密検査を指示されたにもかかわらず、これを受けずに帰宅した。
 - その情報を児童相談所が把握していなかった。

(2) 課題と提言

① 0歳児の命を守るために

- ・ 関係機関の職員をはじめ、子育てに関わるすべての者に対する、0歳児の身体、とりわけ頭部の脆弱性についての医学的知見に基づいた正しい知識の啓発
- ・ 暴力を繰り返す親の背景や要因を分析した上で暴力をなくさせるための支援

② 児童相談所の専門性の飛躍的向上

- ・ 児童の安全確認の方法・技術の向上に向けたマニュアル整備、保健師の活用と小児医療等に関する専門的な職員研修
- ・ 一時保護に関する組織的対応を行うためのツール整備、体制の確立

③ 児相と関係機関との連携の再構築

- ・ 虐待死の防止に向けて、児童相談所、市町、警察の役割分担の徹底とともに、児童の安全のためには、その役割を超えて動く専門的人材の育成

- ・ 児童福祉のミッションを体得させる研修内容の検討
- ④ 虐待事例への市町の主体的な関与と県によるサポートの強化
 - ・ 市町において、母子保健、子育て支援など児童担当部局が虐待防止を課題として情報交換を行い、必要な対策を打てるようなシステムの構築及びそのための県の調整力の向上

3 平成 25 年度における児童相談体制強化に向けた取組について

県は、桑名事例及び本事例にかかる検証委員会における議論の経過を踏まえて、平成 25 年度当初から組織改正及び職員の増員等の充実を図り、こうした死亡事例を二度と起こさないという決意をもって、児童虐待防止対策を進めているところです。

平成 25 年度における主な取組については次のとおりです。

(1) 検証報告に基づく研修の実施

児童相談所職員については、法的対応・介入型支援を的確に行うための研修を全員に実施するとともに、児童相談対応のスーパーバイザーとなる職員の養成に取り組んでいます。

また、平成 25 年 10 月 28 日に、児童相談所職員及び市町児童福祉・母子保健担当課長等を対象に、検証報告に基づく児童虐待防止研修会（テーマ：0 歳児の命を守るために 2012 四日市児童虐待死亡事例の検証を踏まえて（案））を開催します。

なお、桑名事例については、平成 25 年 5 月 2 日に同じく児童相談所職員及び市町児童福祉・母子保健担当課長等を対象にした事例研修会を開催しています。

(2) リスクアセスメントツール（シートとマニュアル）の研究開発

現在、児童虐待通告時の危険度査定の的確性を高めるため、リスクアセスメントツールの研究開発に取り組んでいます。

今後、上半期において作成したリスクアセスメントツールの試行を行い、実用性、利便性をさらに高め、年度内の完成をめざします。

また、アセスメントシートを、本庁、児童相談センター、各児童相談所で共有できるシステムの導入に取り組めます。

(3) 市町児童相談体制の強化

市町の児童相談対応力強化に向けては、市町、児童相談センター、児童相談所の三者で年度当初に、「児童相談体制強化確認表」に基づき、各市町毎の課題と改善の取組について定期協議を行っています。今後、各市町の取組を個別に支援することで、県全体の児童相談体制の強化を進めるとともに、市町との連携を一層強化します。

11 平成24年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的实施について

社会福祉法人・施設に対する指導監査については、定期的な監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により、法人に問題等が生じているおそれがあると認められる場合には、随時指導監査を実施しています。

介護及び障害福祉サービス事業所については、事業所の増加により、定期的な実地指導が困難となっていることから、全事業所を対象とした集団指導を開催し、不正が疑われるものなどについて、随時監査を実施しています。

2 平成24年度指導監査及び実地指導の結果について

社会福祉法人・施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者援助、安全対策等を重点項目として実施しました。

また、介護及び障害福祉サービス業者等の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理を重点項目として実施しました。

指導監査及び実地指導における指摘があった法人数・施設数やその指摘件数は次のとおりです。

○ 平成24年度指導監査等の実施状況

	対象数	うち 実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘総 件数
社会福祉法人	299	143 (47.8)	137	1,046
(うち、社会福祉協議会)	29	7 (24.1)	6	38
社会福祉施設	830	172 (20.7)	158	659
介護サービス事業所	2,810	623 (22.2)	294	976
介護予防サービス事業所	1,914	489 (25.5)	210	574
障害福祉サービス事業所	1,249	60 (4.8)	47	329
市町福祉行政	29	2 (6.9)	1	3

(1) 社会福祉法人・施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、会計処理、資産管理、苦情解決、防災対策など管理に関するものが63.4%を占め、役員の構成等組織運営にかかるものが36.2%となっています。社会福祉施設では、入所者処遇にかかるものが31.0%、施設運営にかかるものが69.0%となっています。

このうち、特別養護老人ホーム、ケアハウス等を運営する「社会福祉法人太陽の里」においては、使途不明金等運営費の不適切な取扱が認められたため、社会福祉法に基づく措置命令を行いました。

○ 社会福祉法人の指摘状況

	組織運営	事業	管理	計
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	364	4	640	1,008
社会福祉協議会	15	0	23	38
計	379 (36.2%)	4 (0.4%)	663 (63.4%)	1,046 (100.0%)

○ 社会福祉施設の指摘状況

	入所者処遇	施設運営	計
社会福祉施設	204(31.0%)	455(69.0%)	659(100%)

(2) 介護及び障害福祉サービス事業者

介護及び障害福祉サービス事業にかかる指摘では、サービス提供などの運営基準にかかるものが78.6%、給付費にかかるものが7.6%、介護職員の配置などの人員基準にかかるものが12.0%となっています。

○ 介護及び障害福祉サービス事業者の指摘状況

			運営基準	給付費	人員基準	その他	合計
介護サービス	実地指導	介護	221	49	22	9	301
		予防	114	16	12	4	146
	営利法人 監査	介護	532	33	99	11	675
		予防	347	8	67	6	428
障害福祉サービス			263	36	26	4	329
合計 (構成比%)			1,477 (78.6)	142 (7.6)	226 (12.0)	34 (1.8)	1,879 (100.0)

平成24年度の指導・監査により、介護報酬の算定誤りや不正請求等が確認されました。算定誤りについては、過誤調整等による自主返還を指導し、不正請求については、行政処分に伴い返還額の決定を行ないました。

○ 平成24年度介護給付費等の過誤調整（自主返還）及び返還決定額

返還額の決定の内訳	事業所数	自主返還額・ 返還決定額（円）
介護サービス費の算定誤り（自主返還）	23	26,492,963
障害福祉サービス費の算定誤り（ 〃 ）	6	9,708,011
介護給付費の不正請求に伴う返還決定	1	4,075,130
合計	30	40,276,104

3 平成25年度の指導・監査の実施方針

社会福祉法人・施設にかかる指導監査の実施方針については、重点項目に変更はありませんが、社会福祉法の改正により、平成25年度から社会福祉法人の指導監督権限の一部が市へ移譲されたことから、市と連携を密にして、効率的、効果的な指導監査を実施することとしています。

介護及び障害福祉サービス事業者にかかる指導・監査では、全国的に複数の自治体において行政処分のあった「高齢者向け住宅における居宅サービス事業所等の運営状況」「居宅介護支援事業所の運営状況」「職員による虐待行為」を実施方針の重点項目に加え、確認していくこととしています。

【所管事項説明】

12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

「指定管理者制度に関する取扱要綱」第 26 条第 1 項に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況及びその内容を評価したものについて報告します。

平成 24 年度において、健康福祉部が所管する公の施設で指定管理者制度を導入していたものは次の 5 施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県 身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	(1 期目) H18.4.1～ H23.3.31
三重県 視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	(2 期目) H23.4.1～ H28.3.31
三重県 聴覚障害者支援センター	社団法人 三重県聴覚障害者協会	H24.4.1～ H27.3.31
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	(1 期目) H18.4.1～ H23.3.31
三重県 母子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	(2 期目) H23.4.1～ H28.3.31

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

<p>1 施設の概要</p> <p>①指定管理者: 社会福祉法人三重県厚生事業団</p> <p>②指定の期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業に関する業務 (生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務) ・センターの施設及び設備の利用の許可等 ・センターの利用料金の收受等 ・センターの維持管理及び修繕 ・センターの管理上必要と認める業務
--

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
施設入所支援稼働率	96%	91%
地域生活移行率	50%	53%
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数	2,500人	2,747人
福祉用具相談指導件数	300件	300件

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H23	H24	H23	H24
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援稼働率は91%で成果目標を達成できなかったが、自立訓練を主に行う通過型訓練施設としては高水準を維持している。また、日中活動サービスの定員変更や早期リハビリテーションにつながるよう各地域の医療機関等との連携を図るなど、利用者のニーズにきめ細かく対応するとともに、利用率の向上に向けた取組を行っている。 ・地域生活移行率は、障がい者個々に対応した個別支援計画に基づいた訓練の実施などにより、成果目標を達成している。 ・障がい者スポーツの普及や各種リハビリテーションの実施など福祉センターA型の業務を適切に実施しており、三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数の成果目標を達成している。 ・利用者へのきめ細かい対応などにより、利用者満足度は87%と前年度(89%)と同水準を維持している。 ・施設の老朽化等にもなう維持管理や修繕の増加等により支出は増加しているが、収支のバランスを考慮しながら適正な維持管理を実施している。 <p>以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、取り組んでいる。</p> <p>施設入所支援稼働率は、平成23年度に続き成果目標を達成していないため、指定管理者のノウハウを生かした独自の訓練事業などの周知を図るとともに、引き続き、利用者個々のニーズを把握したきめ細かい取組を続ける必要がある。</p>				

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者: 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
点字・録音図書、雑誌の貸出、閲覧	17,150タイトル	21,731タイトル
点字・録音図書、雑誌の制作、編集件数	190タイトル	266タイトル
点訳奉仕員養成受講者数	50人	11人
朗読奉仕員養成受講者数	50人	46人
生活訓練	38回	67回
メール受信希望者数	150人	176人
施設利用登録者数	550人	805人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H23	H24	H23	H24
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<総括的な評価> ・テープ図書の貸出が減り(昨年度比76%)、デイジー図書などへの移行が進んでいる。特に平成22年度から稼働したサピエ図書館の利用が進んでおり、昨年度比112%となっている。 ・点字図書等の制作は、達成率140%で、目標を大きく上回った。 ・生活訓練については、集合訓練から個々の障がいに応じた個別訓練に変更したことで目標を達成した(達成率176%)。 ・朗読奉仕員養成に係る受講者数についてはほぼ目標を達成できたが(達成率92%)、点訳奉仕員養成は、11名の受講希望しかなかった(達成率22%)。 ・センター利用者数については、目標値550人に対し、視覚障害者のみで805人となっている(達成率146%)。 ・点訳奉仕員養成については、25年度は他団体等と共同による講習会に取り組み、効率的・効果的に実施することで、成果目標を達成できると考える。 ・サピエ図書館の利用が増えており、24年度にはサピエ図書館でのダウンロードタイトル数が実物のあるデイジー図書・雑誌の貸出数を11%上回った。今後も、三重県視覚障害者支援センターで、視覚障がい者にIT指導するとともに、サピエ図書館の利用動向を注視しつつ、サピエ図書館の利用数を実績に含めるように協議する。 ・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を除くその他の成果目標については目標を達成しており、視覚障がい者のネットワークなど当事者団体の利点を活かし、取組の創意工夫によって、視覚障がい者の福祉の向上が図られていると評価できる。 *「サピエ図書館」は、点字図書・録音図書の書誌データベースの検索や、資料データのダウンロードやストリーミングが利用できる視覚障がい者専用のネットワーク。				

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要 ①指定管理者: 社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間: 平成24年4月1日～平成27年3月31日 ③管理業務の内容 ・聴覚障がい者等用の録画物その他各種情報を記録した物の制作又は貸出しに関する事。 ・手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関する事。 ・聴覚障がい者に情報を伝達するための機器の貸出しに関する事。 ・聴覚障がい者の生活等の相談、情報の提供又は支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
利用登録者数	600人	404人
字幕ライブラリー作品の制作	24本	24本
字幕映像ライブラリー作品の管理、貸出	300本	597本
手話通訳者・要約筆記者登録者数	360人	320人
生活訓練	5日	5日
情報発信回数	24回	24回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H23	H24	H23	H24
1 管理業務の実施状況	/	B	/	/
2 施設の利用状況	/	A	/	/
3 成果目標及びその実績	/	B	/	/
<総括的な評価> ・三重県聴覚障害者支援センターへの登録者数については、目標値600人に対し、聴覚障がい者のみで404人となっている(目標達成率67%)。延べ年間利用者数は3,000人を超えているが、県民への認知度が低いと考えられるため、今後は市町担当者会議などにおいて説明するとともに、様々なイベントを通して啓発を行う必要があると考える。 ・要約筆記者の県・市町登録者は、国の要綱改正に伴う認定試験及び移行講習の導入により、登録を辞退される方もおり、県内全体としては減少傾向にある。今後は、障がい者の情報保障の重要性を市町担当者や県民に啓発することにより、手話通訳者、要約筆記者の養成を図る必要がある。 ・制度改正により、平成25年度から実施する要約筆記者新規養成講習にかかる講習期間は2年間となったため、平成25年度登録者の目標達成は困難となることから、指定管理期間を通じた目標達成を視野に養成に取り組む必要がある。 ・三重県聴覚障害者支援センター利用登録者、手話通訳者・要約筆記者登録者を除くその他の成果目標については目標を達成しており、聴覚障がい者のネットワークなど当事者団体の利点を活かし、また、利用登録者の要望を取り入れるなど創意工夫によって、聴覚障がい者の福祉の向上が図られていると評価できる。				

みえこどもの城

1 施設の概要 ①指定管理者:公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容 ・みえこどもの城条例第2条に定める事業の実施 ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等 ・みえこどもの城の利用料金の収受等 ・みえこどもの城の施設等の維持管理及び修繕 ・みえこどもの城の管理上知事が必要と認める業務
--

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	222,820人
移動児童館の実施回数	80件以上	103件
利用者の満足度	70%以上	79.4%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H23	H24	H23	H24
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	A	A	—	—
<総括的な評価> ・みえこどもの城の管理を順調に行い、施設も有効に活用しており、指定管理者として、適切に管理・運営を行っている。 ・県が指定管理者公募に際して示した3つの項目(年間総利用者数、移動児童館の実施回数及び利用者の満足度)については、実績が成果目標を大きく上回っており、評価できる。 ・上記3項目以外に、指定管理者が設定した22項目の成果目標のうち、サイエンスルーム、アートスペース、レストハウス、研修室の各利用者数と、イベントホール、アートスペース、野外企画の各企画数、広報活動掲載数が達成できなかったことについては、要因を探りながら、企画内容の充実を図るなど、成果目標の達成に向けて尽力されることを期待する。 ・今後とも、指定管理者が有するノウハウを生かした創意・工夫によって、みえこどもの城の魅力向上につながるよう取り組まれることを期待する。				

三重県母子福祉センター

<p>1 施設の概要</p> <p>①指定管理者:一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日 ③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭の母子に対し、生業を指導し、又は技能を習得させること。 ・母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援すること。 ・三重県母子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催すること。 ・上記ほか、三重県母子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業をすること。
--

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
求人情報の提供	5,500回	5,182回
相談利用回数	230回	167回
技能習得講習会参加者数	60人	31人
母子自立支援員研修会開催回数	3回	3回
利用満足度調査(利用者アンケート)	2回	2回
生活向上のための講習会等	2回	4回

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H23	H24	H23	H24
1 管理業務の実施状況	A	B		
2 施設の利用状況	A	B	—	
3 成果目標及びその実績	B	C		
<p><総括的な評価></p> <p>指定管理更新後の2年目としての活動実績は、職業紹介所について、求職件数11件に対し、10件が就職に至った件数となり、前年度よりも向上した。しかし、求職件数は、伸び悩んでいる。雇用情勢が幾分改善し、求職需要が減少傾向にあるにせよ、求人情報の提供や職業紹介所のPRなどを通じて、増加させていく必要がある。</p> <p>また、施設の利用者については、会議や研修によるものが大半であるが、相談利用においては、電子媒体(ホームページ等)を使用した相談利用も増加してきている。(メール本年度25件(前年度1件)) これについては、より増加していくことが想定されるため、引き続き利用者の利用しやすさに努めていくことが求められる。</p> <p>一方、生活向上のための講習会は、ひとり親同士が交流する情報交換会の開催も同時に行うこととしており、これは「みえ県民力ビジョン」の目標項目に掲げている。平成24年度は4回実施(前年度4回)しており、着実に参加者の数も増加しており、孤立しがちなひとり親家庭にとって、交流する機会を提供することは重要であり、今後の情報交換会の拡大が期待できる。</p>				

13 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年6月4日～平成25年9月12日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成25年6月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 増田 佐和子 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成25年6月19日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 峰 正博 他3名
4 諮問事項	医療法人設立について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年6月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成25年7月4日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年度の業務実績について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績について、説明を行ったうえで質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成25年7月8日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の平成24年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成25年7月10日
3 委員	委員長 吉田 和枝 委員 太田 賢志 他12名
4 諮問事項	1 第65回（平成25年度）三重県准看護師試験の実施について 2 平成25年度東海北陸ブロック准看護師試験問題作成方針について
5 調査審議結果	上記事項について説明したうえで、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会、児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成25年7月11日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 前田 光久 他2名
4 諮問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	すべての申込者について承認された。（9件）
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成25年7月18日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年7月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件) 2 平成24年度児童虐待相談対応件数等の報告 3 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成25年7月25日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 田中 公 他12名
4 諮問事項	1 三重県地域医療再生計画(在宅医療対策)について 2 平成25年度三重県の在宅医療対策について
5 調査審議結果	上記内容について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成25年7月25日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 中野 喜美 他10名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審査結果の報告について 2 里親審査部会への権限委譲について 3 三重県子ども施策に関する年次報告書（案）について
5 調査審議結果	1 里親審査部会の審査結果を報告し、認定された。 2 今後は、里親認定に係り、里親審査部会で決議された意見を、児童福祉専門分科会の意見とすることとした。 3 分科会としての意見を、次のとおりとした。 (1) 子ども条例によりできた制度を、子どもたちが知らない。モニタリングもしていない。 (2) 要支援児童に対する取組が必要である。 (3) 里親を含めた社会的養護についての展望が必要である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成25年7月26日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の平成24年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会災害医療対策部会
2 開催年月日	平成25年7月29日
3 委員	部会長 高瀬 幸次郎 委員 小林 篤 他11名
4 諮問事項	1 地域医療再生計画（平成24年度補正予算）災害医療対策事業について 2 災害拠点病院の指定について 3 災害医療支援病院の指定方針について
5 調査審議結果	1 地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）（案）の修正について審議し、承認された。 2 名張市立病院の災害拠点病院指定について審議し、承認された。 3 災害医療支援病院の指定方針について審議し、審議内容をもとに修正した後、改めて意見照会を行ったうえで方針を決定することで了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成25年8月1日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成25年8月1日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 濱田 正行 他12名
4 諮問事項	1 「三重県がん対策推進条例（案）」の制定について 2 「制度管理：三重県がん検診精密検査医療機関登録制度（案）」について
5 調査審議結果	1 多様な意見を踏まえながら中間案を作成していくこととなった。 2 制度の制定に向け、進めて行くこととなった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成25年8月5日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 青木 重孝 他13名
4 諮問事項	1 三重県地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）（案）について 2 同計画に位置づける寄附講座設置支援の採択について 3 バディホスピタルシステムによる医師派遣について
5 調査審議結果	1 三重県地域医療再生計画（平成24年度第一次補正予算）（案）の修正について審議し、承認された。 2 同計画案に位置づける市町への寄附講座設置支援の取組について、支援する寄附講座の選定・採択を行った。 3 バディホスピタルシステムによる医師派遣について、補助事業としての適否を審議したが、結論が保留となった。後日、承認条件を満たしていないことが確認されたため、取下げとなった。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成25年8月8日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年度の業務実績の評価について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年度決算にかかる財務諸表について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績にかかる評価を実施した。また、平成24年度決算にかかる財務諸表についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成25年8月16日
3 委員	委員長 吉田 和枝 委員 太田 賢志 他9名
4 諮問事項	三重県作成問題の検討
5 調査審議結果	三重県作成問題について決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成25年8月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 増田 佐和子 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成25年8月20日
3 委員	部会長 中井 孝佳 副会長 橋上 裕 他11名
4 諮問事項	1 三重県の歯科保健の現状と方向性について 2 口腔保健支援センターの設置について
5 調査審議結果	1 説明を行ったうえで意見交換を行った。 2 口腔保健支援センター設置について説明し、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成25年8月22日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。(1件) 3 児童の虐待防止等に関する法律第4条第5項に基づく、被虐待児童の死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成25年8月26日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成24年度の業務実績の評価について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成24年度決算にかかる財務諸表及び利益処分について
5 調査審議結果	平成24年度の業務実績にかかる評価を実施した。また、平成24年度算にかかる財務諸表及び利益処分についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会
2 開催年月日	平成25年8月27日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 庵原 俊昭 他8名
4 諮問事項	1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について 2 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画骨子案について
5 調査審議結果	三重県新型インフルエンザ等対策行動計画骨子案について了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	平成25年9月9日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他12名
4 諮問事項	1 県内の周産期医療体制について 2 先天性代謝異常等検査（タンデムマス法等）実施状況について
5 調査審議結果	1 市立四日市病院の総合周産期母子医療センターの指定について審議し、承認された。また、県内の周産期医療体制における課題について審議した。 2 先天性代謝異常等検査（タンデムマス法等）の実施状況について審議し、検査申し合わせ事項等が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会予防接種部会
2 開催年月日	平成25年9月11日
3 委員	部会長 駒田 幹彦 委員 馬岡 晋 他7名
4 諮問事項	1 予防接種の実施状況について 2 予防接種後副反応の報告状況について 3 三重県予防接種センターの活動報告について 4 インフルエンザ予防接種の標準接種期間について 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種について
5 調査審議結果	各事項について、説明、報告し意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成25年9月12日
3 委員	部会長 齋藤 洋一 副会長 原田 雅典 他18名
4 諮問事項	1 三重県自殺対策の現状と方向性について 2 三重県自殺企図者支援実態調査中間報告 3 各団体における取組について 4 公衆衛生審議会自殺対策推進部会設置要綱の改正
5 調査審議結果	1 説明を行ったうえで、意見交換を行った。 2 中間報告を行ったうえで、意見交換を行った。 3 各団体の取組状況について、報告を行った。 4 改正案について、了承された。
6 備考	